

第百七十一回国
参議院農林水産委員会會議録第十一号

平成二十一年四月二十三日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 平野 達男君
理事 郡司 彰君
高橋 千秋君
加治屋義人君
佐藤 昭郎君

委員 岩本 司君
小川 勝也君
大河原雅子君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
主濱 了君
姫井由美子君
舟山 康江君
岩永 浩美君
野村 哲郎君
牧野たかお君
山田 俊男君
風間 昶君
草川 昭三君
紙 智子君

国務大臣 農林水産大臣 石破 茂君
副大臣 農林水産副大臣 近藤 基彦君
大臣政務官 農林水産大臣政務官 野村 哲郎君
事務局側

常任委員会専門員 鈴木 朝雄君
政府参考人 内閣官房内閣審議官 長田 太君
農林水産省消費・安全局長 竹谷 廣之君
水産庁長官 山田 修路君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣審議官長田太君外二名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平野達男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(平野達男君) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小川勝也君 民主党・新緑風会・国民新・日本の小川勝也でございます。

あれこれ調べてみましたら、十一か月ぶりぐらゐの質問でございます。質問の通告の仕方など

を思い出しながら質問を作っていました。

今回の法律は、実は平成十八年、北海道に爆弾低気圧と呼ばれる、台風ではないけれども、低気圧という全然大したことなそうなのミミングなんですけれども、森林にも漁業にも大変大きな被害をもたらした、そんな事件がありました。各港を回りまして、特に定置網に甚大な被害が出て、あるいは漁船、漁具、様々な被害が出ました。そのときに共済の在り方、保険制度の在り方など、現状に対する不満などを現地の組合長さんや漁業組合の方々、あるいは専務さん、参事さんなどにいろいろ伺ったわけでありました。

しかし、私も専門家ではありませんので、この農林水産委員会でのような仕組みをつくるべきだ、このような共済制度にしろという言い方はできませんでした。そのときお願いしたのは、現場を知る、すなわち各漁業協同組合の専務さんとか参事さんとか、そういう方々からしっかりと意見を聴いて制度設計をするようにというお願いをしたところでありました。そのことが功を奏したとは思いませんけれども、審議会などをつくっていただいて、特に大学の先生を始め、北海道から漁連の役員の方々あるいは全漁連の役員の方々あるいは共済連の方々、いろいろな意見を聞かせて、積み重ねて今回の法改正につながったと理解しております。

制度の仕組みというのは、あくまでもこれ日々精進、すなわち理想を追いつめて何度も何度も議論をして改正をしていかなければならないものだと考えるときに、今回の一部改正は納得できるものと考えますし、また、この改正が終わりでなく、すなわち様々な利用者、各界の意見を聴いて常に努力をいただきたい、このような立場で質問をさせていただきたいというふうに思います。

この漁業補償法の改正につきましては、私から

幾つかのポイントだけ質問させていただいて、後に主審議員がきっちり詰めていただくことになってございます。

まず、今回の法改正でありますけれども、加入者にとつてこういう点が間違いないんだという利便性が向上する点について、水産庁から、あるいは大臣からお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 委員にはいろいろと御示唆をいただきまして、誠にありがとうございます。加入者にとつてのメリットというお尋ねでございますが、とにかく入りやすくすることが大事だというふうに考えております。選択肢を増やす、共済契約の選択肢を増やす、そのことによって掛金が安い商品の利用が可能になる、これが第一でございます。第二は、これまで共済の対象にならなかった魚種、これに対象にすることによりまして入りやすくするわけでございます。

じゃ、選択肢が増えるというのはどういうことかといえ、養殖共済について、漁業者が任意の選択により病害を補償の対象から除外できるといふふうにいたしました。漁業者の選択によるものでございます。また、漁業施設共済については、特約制度が導入をされて、その時々ニーズに応じて柔軟な商品設計ができるというようにいたしました。この結果、例えば養殖共済で補償の対象から病害を除外した場合、掛金は現行のオールリスク補償商品と比べてほとんど半額以下というふうに相なります。

第二点目、対象魚種の拡大でございますが、養殖共済の対象にならなかったマサバ、メバルなどの生産額の少ない魚種について、病害を共済事故から除外することを前提といたしまして、新たに養殖共済の対象とするということを可能にいたしました。地域で共済ニーズが大きい魚種が新たに養殖共済の対象となり、セーフティネットとし

て機能するということがメリットであると私どもは考えております。

○小川勝也君 今大臣から様々なメリットについてお話がございました。

この保険とか共済のシステム、単純に考えますと、掛金が少なくて補償が大きい方がいい、しかしながら、補償をたくさん受けるようなケースが生じますと掛金というのはいくらもついていくわけでありまして、この相関関係というのは常識的に把握できるわけでありまして。

その辺につきましては後刻また質問をさせていただくとして、では具体的にこの法改正によってどのくらいの加入率が見込まれるのか、あるいは加入者の増加が見込まれるのか、見込みについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいま大臣から加入しやすくなるようなことが今回のねらいだというお話をいたしましたけれども、まさに掛金の安い商品を導入するということが、今まで経営の状況が厳しいのでこの共済への加入を見合わせていた方が加入できるようになるのではないかと見ております。

養殖共済につきましては、現在約五三%の加入率でございますが、五年後の見込みといたしまして、平成二十六年度末では約六〇%にまで加入率が今回の改正によって上がるというふうに見えております。それから、契約高でございますが、現在約九百億円という契約高になっておりますが、やはり五年後には一千億円以上になっていくというふうに見込んでおります。

それから、もう一つの漁業施設共済でございますが、これは、現在の加入率は約一%ですけれども、法律改正の効果によりまして五年後には二〇%を超えるまでになると。それから、契約高は約百億円でございますが、五年後には約倍の二百億円に伸びるというふうに見通しております。

○小川勝也君 今御説明がございましたように、特約などという考え方も色濃く反映されてまいりました。漁業あるいはそれに関連するということが

考えてみますと、漁船から漁具から養殖から、あるいは不漁、病気、多岐多様にわたっていくわけでありまして。

そして、保険、共済全体的にはまだ制度設計が進化の途上にあるのではないかと、あるいは、もともとというところの勉強すべき点があるのではないかと、このように質問を取りに来られた方にお話をしたところ、どこが遅れているんでしょうかという質問を受けたわけでありまして。私は、先ほど冒頭申し上げましたとおり、これはどこまで行けば完成だという問題ではなくて、常に時代の変化と新しく起こる事象と利用者、加入者のニーズをおもんばかりながら、常に改正に留意していくという心掛けが必要なのだろうというふうに見えてくるわけでありまして。

今回の改正にとどまらず、漁業共済あるいは取り巻く共済制度、あるいは保険制度全般で、次の課題としてどういう問題を認識をしているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいま小川委員からお話がありましたように、時代の状況に応じて様々な改善をしていく必要があるということだと考えております。

特に、お話がありましたし、先ほど委員から加入率のお話がありましたけれども、現在の加入率を見ますと、例えば特定養殖共済は約八〇%になっておりまして相当高いレベルになっている、とはいえない線まで来ているのかなというふうに思いますけれども、漁獲共済あるいは養殖共済では五〇%、それから漁業施設共済では約一〇%ということで、やはり加入率がまだまだ低いというふうに見えております。そういうことで、委員からお話がありましたように、まだまだ改善をしていく余地は大いにあるというふうに見えております。

特に、施設共済が一〇%というのは非常に低い状況でございます。やはり、この原因を見てみますと、定置網等の施設の単価が非常に高く共済掛金がどうしても割高になっていくということがございます。それから、一方で、施設の強度とい

うんでしょいか、質が良くなってきて壊れにくくなってきている。先ほど爆弾低気圧のお話がありましたけれども、改良によって通常の暴風雨ではなかなか壊れないような改善もなされてきているというふうなことがございます。

こういうその加入率が低いものについて上げていくための改正内容を今回盛り込んでおりますけれども、そういった改善を今後もまた考えていく必要があると思いますし、それから、先ほど言いました漁獲共済あるいは養殖共済は五割の加入率でございます。これは、やはり全体として、漁業をめぐる情勢、魚価の状況ですとか、あるいはえさの高騰の問題などが響いているというふうに見えております。やはり、共済掛金が割高だということ、これをやはり少しでも負担を軽減をしていくというふうなことが必要だと考えております。

先ほど大臣からお話がありましたように、その負担を軽減して加入者が加入しやすいような制度改正を今回考えておりますので、今後とも、こういった改正についてのPRをしながら普及をしていくというふうなことを一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 経営の規模によって、甚大な被害とか再生産が不可能な事態というのがあるんだらうというふうに思います。

今例示をいただきましたが、先ほど私が御紹介を申し上げた平成十八年のサケ定置網などというのは、一統一億円という規模でございます。すなわち、次の網を買ってサケを捕れるのは翌シーズンです。すなわち、そのシーズンのサケの漁獲を棒に振って、あるいは新しい網を注文をしてでき上がるということになりますと、これは金額的な被害も大きいわけでありまして、精神的な被害というのにも誠に甚大であります。

すなわち、再生産が不可能になるような漁業体、経営体はなるべく避けたいというのがこの共済制度の本旨だろうというふうに思うわけでありまして。しかしながら、様々な制度設計の中で、いろ

いろな加入者の方々のそのリスク感覚やあるいは掛金、様々な形で大きな負担となっていることも事実だろうというふうに思います。

ここから少し話が変わるわけでありましてけれども、今朝の民主党の農林水産部会談で経済対策の説明をいただきました。大変大盤振る舞いがいろいろと入っております。ああ、こんなことやっというのかと思うぐらいのものまで入っていました。これはおいておいて、私ども民主党は、農林分野に直接所得補償などという概念も政策的に打ち出ささせていただいております。あるいは、まだ発展途上でありまして、林業・森林管理の分野や漁業の分野にも応用できないだろうかという提案もさせていただいております。

様々な観点から、直接ということになりますと、様々な形で、国民の多くの皆さんの圧倒的な理解がいただければできないことだと私どもも承知をいたしております。

経営が甚大な危機に瀕することを回避するために、直接の漁業経営体や漁業者に補償するというよりも、この保険制度や共済制度には今までも国のお金が入っているわけでありまして。ですから、もし農林水産省や水産庁が、今度この制度をつくるんだけれども、ちょっと加入者の負担が大きいなと思う分野に、あるいは、ここで少し国費を投入することによって、私が先ほど申し上げました、再生産が不可能になるような事態を大きく回避することができて国民にも納得がいただけるというふうな分野には、私は、この保険、共済、補償の分野にももっとも政策的な経費をつぎ込む、国民の理解が得られる分野だろうというふうに考えるわけでありまして。

大事なこの共済制度でありますので、加入者の皆さんが大きな損害を被って、あるいは加入できない方が事業を継続できないような事態を迎えないためにも、大きく政策転換とか、あるいは大きな措置を考える時期に来ているんだらうというふうに思います。

この補償、共済、保険、こういった分野に今以

上の大きな措置をとるということに対して、大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃるところは共感する部分も多くございます。

農林水産政策というものをどうとらえるか。まさしく委員が御指摘になったように、国のお金、国民の税金を入れるからには、納税者がそうだなという御理解をいただかねばなりません。直接ということに大きな意味があつて、所得補償ということに意味があつてこの二つの意味があるんだらうと思つていますが、ではなぜ農業に、なぜ漁業に、林業もそういう考え方があるのかもしれませんが、じゃほかの産業と比べて農林水産業が違ふんだというところはどこなんでしょうか、そしてまた、その制度の設計とはどうあるべきなんでしょうか、それが産業政策としてどういう意味合いを持つものなのでしょうか、その辺について精緻な検討が必要なのだと私は思つております。

漁業も経営でございます。そして、どのようにして、日本の場合には委員御案内のように世界で六番目の海域を持つております、排他的経済水域も入れれば。そして、海流の関係から世界でも有数の豊かな漁場ということになるわけでございます。そこで安定した経営を行うためにどんな手段があるか。どうやってリスクを分散し、どうやってコストを下げ、どうやって付加価値を上げということに支援は十分にしていかなばならぬと思つております。

そのリスク分散において、保険という商品はどういうものなのか。リスクをどれぐらい見込み、母数をどれぐらい見込んで、それが保険としての設計がどこまであつて、国の助成というものをどんとどんと上げていった場合に、それが保険としての性格をどこかの時点で分水嶺を越えるのかどうかという議論なんだろうと私は思つております。

今回の法改正によって入りやすくする、そのことによってリスクを分散する、加入者を増やして母数を増やして保険としての制度の安定を図ると

いうふうに考えておりますが、それが直接所得補償と理念的に結び付くものかといえ、それは必ずしもそうではないと。むしろ、リスクを分散することによってどう経営を安定させるか、そして母数を増やすことによってどうやって保険制度としての安定を図るかということに配意をしたものでございまして、直接所得補償の概念とは少し違ふのだと思つております。

農林の分野で議論をしたときに、条件不利地域直接支払というものをいれまして、直接補償というものをいれましてですね、戸別ではございませぬが。そういう考え方が漁業に導入できないかという議論は前から我が党でもいたしております。どういふような、冒頭申し上げました幾つかの点について極めて精緻な精査を行つて、それが国民の理解が得られるというよう努力が必要であつて、私どもとして今すぐに直接支払というようなことを念頭に置いていられるわけではございません。

○小川勝也君 ちよつと質問の仕方に誤解があつたのかもしれませんが、私が申し上げたのは、釈迦に説法ですけれども、第一次産業分野には、それぞれその業に従事している人だけが被る利益ではなく、国民全体が受ける利益というのが出発点にあります。そんな中で、私どもは農業のみならず、水産業、水産分野にもこの概念を盛り込むことを検討しているということをおきまして、その直接所得を補償するよりも保険共済に国民の税金を投入する方が納得が得られやすいのではないかと。いう前提条件があります。そして、少し嫌みっぽく言いましたけれども、もつとも国民の理解が得られないような経済対策まで入っているじゃないかということも嫌みながら付け加えたわけでありませぬ。

まあ、言えは切りがないわけでありまして、こんなところに経済対策という名目でお金突っ込んでいいのかというの朝説明を受けたわけでありませぬので、それに比べれば、水産や漁業を大事なものとして位置付けて、加入者の皆さんにも御負担をいただく、そして加入率を高めるために国民の理

解をいただいて、国がそれこそ制度設計や理念を精査しながら、必要な分野には国費を投入するという考え方があつてもいいのではないかと。というこゝで私は申し上げたんで、再度御答弁をお願いしたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) ちよつと私の理解が足りなかつたのかもしれませぬ。こんな分野までというのがどの分野を指しておられるのか、ちよつと私にはわからなかつたところがございませぬ。

繰り返しになつて恐縮ですが、共済というものにもつと加入できるインセンティブを与えるべきだ、それはそうだと思います。今回の改正もそういうようなことを念頭に置いたものでございませぬ。ですから、委員が冒頭おっしゃつたように、現場のニーズというものを、やっぱり保険も商品でございませぬので、現場のニーズに対応したもので、そして、国費の補助部分が相当ございませぬが、保険として制度設計が成り立つもの、つまり保険の分水嶺はどこまでなのかということなんだろうと思つております。それが保険としての制度設計の根幹を損なわないう範囲において委員がおっしゃるようなことは更に検討する余地は今後もあるだろうし、商品というものはそういうものだろうというふうに考えておりますが、今回の措置によってより入りやすくなるというのを考えておるものでございませぬ、それは商品ですから日々進化するというものを否定するものではございませぬ。これが最終改正だなどというのを申し上げるつもりもありません。これから先も現場のニーズというものを的確に反映しながら、議論は常に行われるべきものだと考えております。

○小川勝也君 御納得いただけたんだろうというふうに思つております。いろいろな政策経費あるいは国費の投入というのは、言うまでもなく我々が真剣に議論をして、国民の皆さんの理解を得なければならぬ。そういうときに、しっかりと第一次産業、とりわけ水産業を守っていくんだという国あるいは政府の決意を表すときに、この共済

分野や保険的な分野に国費を投入することに私は理解が得られやすい分野ではないのかというふうに申し上げたかつたわけでございます。

そして、漁業の将来、水産業の将来とか、我々が日々口にしてゐる水産物、これが将来的にどうなつていくのか。これは、一義的には農業分野も同じように将来のあるべき姿というのを見据えなければならぬ時期に来ている、あるいはもう既に数年前から来ているんだらうというふうに思ひます。

産業構造の変化によつて、第一次産業に従事しておられる方がどんどん減つております。高齢化というの著しい進捗を迎えています。では、今後農業はどうなつてしまふのか。どのぐらいの農業経営者が、どのような形態で、どのような農地面積で、どのような農業経営を送っていくのかということ、青写真を描かない限り一つ一つの農業政策の整合性は取れてこないわけでありませぬ。これは、今衆議院で議論しております農地法が参議院に送られてきたときに、我々がその議論をする責務を負つていられるだろうというふうに思ひます。

戻りまして、漁業の世界も大変将来像が、像が結びにくい状況になつてゐるのではないかと。いうふうに考えています。早い話が、もうかる商売であれば後継ぎはいる、こういう言い方があります。あるいは、高齢者ばかりで業を成している浜もある。いま、高年齢者ばかりで業を成している浜もあつた。このまゝ一年に一つ一人一人が年を取つていくなか、その浜がどうなつていくのか。そして水産物の漁獲はどうなつていくのか。ある程度その従事者の人口動態や経営状態やあるいは新規参入率、新規参入者の数などを見れば、いろいろな困難やリスクや、今は分からないけれどもこういう努力によつてこういふふうに変えられるんだということをいろいろ想定をしていかなければならぬだろうというふうに思ひます。ちよつと漠然としていますけれども、石破大臣もある程度漁業従事者は減つていくんだらうなという未来像、将来像は持つておられるんだらうと

いうふうに思いますし、将来の我々の国の漁業、水産業はこうなってしまうのか、あるいはこうするべきだ、こうなるという、そのあるべき姿というのがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣(石破茂君) 委員の選挙区とは違いますが、私も選挙区、沿岸漁業が多いです。あるいは、沖合漁業も多くなります。委員がおっしゃるようなことの実感も私も漁を回るときに思っておりますし、漁業者の方々と夜を徹して酒飲みながらいろんな話をするのも私は時々ございますが、そういうお話をよく承ります。

農業と漁業、農業で起っている高齢化みたいなことが数年早く漁業の世界では起っているのだという認識があります。そして、漁業と農業の違いというのは、これも釈迦に説法みたいなことかもしれませんが、一つは兼業漁家って余りないですね。専業が多い、あるいは半農半漁という形態もございますが、それが一つ。もう一つは、農耕民族と狩猟民族なんて言ったらしかられるのかもしれませんが、結局、お魚はほとんど減ったとしてもその分価格が上がりますので、それでトータルの収入というのは余り減らないんだみたいなことが一時期言われたことがありました。今から二十年ぐらい前のお話でございます。農業とそこが違うところがございまして、その辺の特質に着目しながらどう考えるか。

そして、農村と漁村、一つの町でも農村と漁村と抱えているところがございまして、漁村の方がどう見たって住環境というのはよろしくないわけですね。自動車通行不能道なんて不思議な言葉がございましたが、消防車が入らないとか、そういうところもたくさんございます。断崖みたいなところに家がいつぱい建っておりまして、住環境もなかなか厳しい、あるいは集落排水もまだ農村に比べて行き届き率が低いというようなこともあります。

そういうことを全部考えながら、これから漁業というものをどう考えるかということだと私は

思っております。日本の場合に、やはり資源管理というのをきちんとしていかなければ、それこそ再生産が不可能になる。その間どうしますかというのを考えねばならないでしょう。そしてまた、保険というものを充実していかなければならないでしょう。

さらに、委員おっしゃいますように、魚の値段が今でも下がっています。所得というものが少ない。もちろんコストの削減みたいなことも行いますが、この魚価でやっていけるのかということがございます。そうすると、ここにはいろんな議論がございまして、魚捕ったらそれでおいまいということじゃなくて、その魚を漁業者自ら売るといことが子供のころは、魚の行商のおばさんというお仕事がありました。今朝捕れた魚だよということとで氷箱に詰めて、自転車、リヤカーでいろんなものを、私の母親なんか買っておったのをよく覚えております。トレーサビリティの見本みたいな話なのでございますが。

どうやって手取りを上げるかということも、私は、消費者のニーズにも合致するところが多い。それは、今の流通形態を否定するわけではありませんが、多様な流通、漁業者が自らの才覚によって高く売るといこともあつてしかるべきだといふふうに思っております。あるいは農工商連携の漁業版、つまり、おいしい魚は捕れるんだけど、どうやって売つたらいいんだと、売り方は分かっているけど、どこにどんな魚があるんだと、どういふふうに手を加えたらもっともつと付加価値が付けて売れるんだということを私も農林水産省、水産庁として、本当に浜の声を聴きながら、どうすればコストが下がる、どうすれば付加価値が上がる。燃油対策なんかもそうでありまして、本当に使いやすいものになれば金を積んだって意味がないわけです。そういうきめ細かい政策をやっていくことによって、国民みんなが漁業を支えるというふうな形にしていきたい。

何だか抽象的なお答えで恐縮ですが、そういうものをいっぴい組み合わせていきながら、本当に

漁師の後をやるうねという人をどうやってつくれるか。実例が挙がっていかねば御託を並べても意味がございませぬので、そういうものが実際に出てくるように私どもとして努力をいたしたいと考えております。

○小川勝也君 今の御答弁は、一つの漁業経営形態をどうバックアップしていくのかという視点からの御答弁だったように承りました。

逆に、例えばなぜ魚価が低迷したのか。これは、グローバル化が進んで、世界の七つの海から私どもの食卓に水産物が届くようになったからであります。しかし、その一方で、食料の安全保障という概念もございまして。我が国はこの七つの海の一つをしっかりと、国土のすべてに海を持って、水産物を食しながらこまめに海を持て、後で少し議論しますけれども、必ずしも魚食文化が未来永劫輝かしい未来が待っているという状況にもないようでありまして、あるいは、世界の食料供給と我が国にとつて輸入がどうなるかというのはまだ見えないところがたくさんありますけれども、そういった中で、我が国として国民に水産物を、すなわち魚をどういふふうに供給していくつもりなのかという、国を代表しての大臣のお言葉も私は聞きたかったわけでありまして。

その点に着目したときに、先ほどの質問、漁業従事者が減っていくという中で、この水産物を国民に供給するという使命をどの程度重要だと考えていくのか。あるいは、国民が魚を食べなくなったらそれでしようがないじゃないか、高くなって食べなくなったらそこまでだといふふうにおっしゃるのか、ある程度しっかりと今までの文化を守りながら提供していく体制を取っていききたいのか、その辺の決意を伺いたかったわけでございます。どうぞよろしくお願いします。

○国務大臣(石破茂君) どうも十分な答弁でなくして申し訳ありません。

やはり、漁業が果たす役割というのは、国民に對して安定して良質な水産物を提供するということにあるんだらうと思っております。日本型食生

活のある意味中核を担いますのが魚食文化であると考えておりまして、日本型食生活というものは健康にとってもいい、自給力を向上させるためにもいい、みんなそれは分かっているんですが、お魚食べるの嫌いだと言われちゃうということにもならないわけでございます。

そしてまた、今、スーパーなんかへ行きますと、もう日本の魚にお目にかかることが珍しいのでありまして、ノルウェーだ、チリだ、何だらからんだらということ、外国の本当はこれどんな魚だったんでしようみたいなものもたくさんありまして、そこはトレーサビリティ、原料原産地表示みたいなものも含めまして、適切な輸入していくのについて国際的な規律の中で配意をしていくということも重要なのでございましょう。そのことはまた後ほど御議論があるかもしれません。

漁業が果たしている役割というのは、そのほかにも、ある意味当たり前の話ですけれども、漁業というのは国土の外縁にあるわけでございまして、どうやって国土を守るかという意味でも極めて重要なのだと思っております。そこに漁業があり、漁民がいなければ国土は保全されないということも事実なのでございまして、それをどう守るかということも考えていかなければなりません。

いろんな意味で、農業や林業と同じように漁業というものが多面的機能というものを、中身は違いますが、多面的機能を有しているということ、そして、もともと国民に訴えていかなければならぬし、自給率向上だ、日本型食生活だといふのは魚なんです。一昔前に「魚を食べると頭が良くなる」といふ本がございました。実際に食べて頭が良くなった人がいるかどうか、私よく存じませんが、「魚を食べると頭が良くなる」みたいな本もございましたけれども、やはり漁業性のたんぱく質というものが健康にいいのだということも言っていかなければならぬことだと思っております。

そういうことから、多面的機能を農業、林業と同じように、あるいは、また別の意味で有

する漁業というものを国民みんなで守っていく、そのために漁業というものが今後も存続するように、後継ぎが得るようにしていかなければならないという委員の御指摘は、そのとおりでございます。○小川勝也君 質問を通告するときにあえて触れなかつたんですが、大臣から沿岸を守るという概念を、答弁をいただいたことに変えられしく思っています。

国民に魚を供給するのが大事だから大きな船で魚をたくさん捕ればよいということにはこれならないわけでありまして、この日本列島というのは、ほとんどのいわゆる海岸域、数キロあるいは数十キロ行くと、そこに漁業に従事しておられる方が、まあ言葉は申し訳ありませんが、沿岸警備隊の役割を果たしていただいているわけでありまして、このことの持つ意味というのは大変大きく、これは金額やお金に換算できないものがあるんだらうというふうに思います。

食文化を守る、魚を供給することと同時に、漁業をしつかり、特に沿岸漁業をしつかり守っていかなければ国の将来が危うくなるぐらいの、そのぐらいの危機感を持って私はいただきたいために今の質問をさせていただいたわけでございます。同じ感覚を持っていたらいいということ、大変安心をいたしました。

しかしながら、北海道でも、少し行くと港があり漁協があり、少し行くと港があり船があり漁協がありという、大変少数乱立の漁業体制、すなわち浜がたくさんあったわけでありまして、これも経済原則というものが無視できないわけでありまして、ある程度国も漁港整備、先ほど農村集落の住環境の整備というお話も大臣にさせていただきましたけれども、重点配分とか、あるいは重点投資という概念も必要になってくるわけでありまして、そこですべての浜を大事に守り育てていくという絵写真は描けなかつたわけでございます。

そして、漁業系統自ら、平成十年に、合併をしていかなくちや駄目だねということ構構がまとめられまして、どんどん漁協数が減ってまいりま

した。水産庁がどのように関与してきたのか、詳細を知り得る立場に私はございませんけれども、この合併の推進、進捗、あるいは水産庁の役割について、現在までの報告をお伺いをしたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 漁協の合併でございます。

漁協の合併につきましては、昭和四十二年に漁協の合併促進法というものが制定をされております、それに従ひまして漁協の合併を進めてきておりますけれども、認定期限を七回延長するというところでやっております。

昭和四十二年当時では、沿岸地区の漁協数でございますが、二千四百あったわけでございますが、現在は約千五百までに減つてきています。私どもの意識としては、委員からもお話がありましたけれども、合併はまだまだやっていく必要があると思つておりますが、ただ経済事業の八割は、職員が十人以上のある程度の規模がある漁協、これが四百ございまして、この四百によつて八割が担われているというところで、数は全体として多いですけれども、事業ごとに見ると一定の成果は上がっているというふうに考えております。

合併がなかなか進まないのは、やはり欠損金がある漁協があつてなかなかその合意ができないとか、あるいは特に経営状況が良い漁協と悪い漁協が合併するというのは、やはり今言いましたような意味でも問題が多いわけで、なかなか進んでおりません。これにつきましては、水産庁といたしましては、欠損金の処理を中心とした漁協の経営の改善を図っていくということで、系統の組織と協力しながら組織あるいは経営基盤の強化ということを進めております。

こういった中で合併を引き続き推進をしていきたいと考えております。

○小川勝也君 先ほど系統の方で構想を決められたというふうに申し上げましたけれども、平成十九年度末までに沿岸地区の漁協を約二百五十にという目標を立てられたようでありまして、そして、

その目標年度、十九年度末には最終的に千六百六十の漁協になつてゐる。この数字をどう見ることが出来るのか、あるいは、今後この二百五十という目標はどのように水産庁として見ていくのか、改めてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいま委員からお話がありましたように、漁協系統では十九年度末までに二百五十の漁協に統合するという目標で運動を展開をしてきたわけでございますが、先ほど言ひましたように、漁協の合併が進まない原因の大きなものとして、やはり経営の悪い漁協があつてなかなかその合意の形成ができないということがございます。

したがひまして、漁協系統もそうすけれども、私もといたしまして、合併を推進するということの前提として、欠損金の処理ですとか経営自体を良くしていくということがある程度行われた中で合併が更に進むというふうに考えております。したがひまして、現在の時点では、合併を推進するその前提というんでしょうか、として、組織の強化あるいは経営基盤の強化を図るというような意味で対応の重点を移しているということでございます。

それから、二百五十と、委員がおっしゃいました千六百をちよつと下回るぐらいの数字との差というのは非常に大きいわけございまして、そういう意味ではまさに十分進んでいないという認識はありますけれども、先ほど言ひましたように、経済事業で見ると、その八割の部分がある程度大きなところで行われているということですので、漁協は、委員も御案内のとおり、漁業権を管理しているような漁協とかいろんなタイプがございますので、そういう意味で経済事業という観点からはある程度は成果は上がつてきていると。ただ、まだ十分ではないというふうに理解をしております。

○小川勝也君 水産庁というか、国のスタンスについてもう一つ確認をしておきたいわけでありまして、漁協の合併は市町村合併と同じです

という説明もございました。すなわち、強制的にというわけにはいかないと思ひますし、あるいは、今長官からお話ございましたように、財務内容という大変大きな要因もあるわけでありまして、国としてはこの二百五十に近づけるといふ、これは系統自らが立てた目標ということになっていきますけれども、どちらかという系統と一緒にやっていく、国も力強く支援しますよという立場にいらっしゃるのか、あるいはあくまでも市町村合併と同じ、お互いの、あるいは個々の単協の皆さんの意思で決められるので私たちは静観していますという立場なのか、どちらなのか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 先ほど委員からお話がありましたけれども、漁協系統としては、十九年度末、二十年の三月までを目標として二百五十の目標を置いておりました。その時点を過ぎて今いるわけですけれども、系統組織としても、今の現状を踏まえると、数字をその二百五十に何が何でもするというのではなくて、先ほど言ひましたように、まず財務内容なりなんの処理をしていくという中でこれが進んでいくというような、元々のその二百五十の数字がまずあつて、それを何とか達成するというのではなくて、それに行く過程の実際的な財務処理の問題なりを重点的にやっていくという方向に今はなつていまして、私もそれと同じ立場で、財務の改善とかそういったことについて系統と一緒にやって対応していく、同じ方向で対応していくというつもりでございます。

○小川勝也君 この委員会という平場で聞いていかどうか分かりませんが、再三御答弁がございましたように、財務内容等大変大きな課題を抱えている漁協さんがたくさんあります。そんな中で、合併に向かつているんだけれどもちよつとこつちやつた、こういったときに、国として、水産庁として仲立ちをするようなケースがあるのか、ないのか、あつたのか、あるいはう

まく合併までございけれども後でトラブルが生じてしまったと、こういうケースがあったのかどうか、そして、そのことについて今後どういう立場で、系統さんが自らということになりますけれども、水産庁として後押しをしていきたいのか、改めてお伺いしておきたいと思っています。

○政府参考人(山田修路君) 今委員のお尋ねの件については、具体的にどこでどうあつたかということとはなかなか言い難いんですけれども、もちろん水産庁の担当なりそれぞれの部局で、現実に合併がなかなかうまくいかない、しこつているというところに足を運ぶなり意見をお聴きするなりして、委員からお話がありましたように、強制的にやるということではありませんけれども、合意形成のお手伝いをするというようなことは、表に出てやるわけではありませんが、活動はやつております。

それから、実際に財務内容の改善につきましては、長期の債務の借換え等の資金というのがございまして、それを、二十年度にその資金を創設をいたしまして、利子助成なりあるいは機関保証に對して助成をするということで、長期債務を解消していくための支援をそういう形で水産庁も実施をしているという状況にございます。

○小川勝也君 私、どなたかたりしかられたり、浜の方には大変厳しい御指導をいただいております立場でございますけれども、気の荒い方々も多いようでございますので、優しく御指導をいただいた方がいんじゃないかなと思っております。

それで、国会に来て予算などというものを見させていただきますと、漁業分野で漁港整備事業というのが大変大きなウエートを占めているわけでありまして、そして、私や紙さんや風間先生がよく見る北海道の浜というふうに取りらちゃ困るわけでありまして、船が少くないのに岸壁が立派だなどというところが結構ございました。もっと重点整備をこれしないと、それこそ国民に理解が得られないというふうに痛感をしたのを覚えております。合併が進んだことによって、漁港の重点整

備と直接イコールに結び付く概念ではありませんけれども、漁協内で優先順位を決めてくれなどという手法も取れますので、もっと国民に胸を張って重点投資していますよと言えような漁港整備に変化しているというふうに私は信じたいわけでありまして、その辺の御報告もいただきたいと思っています。

○政府参考人(山田修路君) 漁港整備の重点化のお話でございますが、現在、全国に二千九百余りの漁港がございます。この漁港は、それぞれ多種多様な魚介類を国民に供給するというような意味で重要な役割を担っているのは事実でございますが、それらの漁港については、委員からお話がありましたように、いろんな漁港が実際にはあるわけございまして、大規模な市場の流通拠点、市場を持つて流通拠点になっているものや、あるいは避難港のような形のもの、あるいは地先で利用しているようなもの、いろんなタイプがございます。こういったタイプの中で、やはり委員からお話をいただきましたように、整備については重点化を行っていく必要があると考えております。

平成十九年の六月に第二次漁港漁場整備長期計画を策定したわけでございますが、やはりここにおきましても、今言いましたいろんな形態の漁港について、一律的な整備を行うのではなくて、重点的に整備をするということを打ち出しております。

具体的に言いますと、漁協の合併あるいは産地市場の統合というようなことも踏まえながら、水産物の流通拠点となる漁港、これはおおむね百五十ぐらいの漁港というふうに理解をしておりますが、そういったところについて、水産物についての衛生管理の強化をやるとか、あるいは陸揚げ用の岸壁の耐震化を図るとかいうことで重点的に整備をするというタイプのものが一つ。

それからもう一つは、例えば近くに大規模な養殖場などがあつて、将来的に見ましても生産活動の拠点になるような漁港というのが私どもの長期計画では四百八十五地区ほどございまして、こ

も重点的に整備をするということで、整備の重点化を、今言いました二つのタイプのものに重点化をしていくということでも今後推進をしていくこととしております。

○小川勝也君 引き続き、貴重な財源でありますので、厳しい査定、判定もしていただいて、より将来を見通した重点投資というのが望まれるんだらうというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思っています。

IWCの中間会合についてお伺いをしたいというふうに思います。

なるべく多くの委員に御理解をいただきたいと考えますので、事務方からポイントを御紹介をいただいて、そして我が国がどういう立場で今後臨まなければならぬのか、臨むのか、大臣にお答えをいただくといいことで、御答弁をお願いをしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 三月に開催されましたIWCの中間会合でございますけれども、ここの主な論点というのが、IWCの将来とか言っておりますけれども、今までもめている捕鯨について、調査捕鯨などについてどうするかというのをまず議論しようということでございます。

この中間会合に先立ちまして、議長の報告書が出しております。それを議論するというところで中間会合は行われたわけでございますが、議長のペーパーの主な内容は、三つほどありますけれども、一つは、日本の沿岸の小型捕鯨をどうしていくのか、それから二つ目は、南氷洋等で行われております調査捕鯨をどうしていくのか、それから三つ目は、特に南大西洋でサンクチュアリーみたいなものができないのかというふうな議論でございます。

このうち、日本が関心があります日本の沿岸小型捕鯨については、議長ペーパーでは、一定の条件の下で認めるという議長の提案がなされている一方で、調査捕鯨については、オブションが二つ提示をされておりますけれども、一方のオブションでは、捕獲頭数、調査捕鯨の捕獲頭数を段階的

に縮小し、五年後にはゼロにするというふうなオブションも入っております。

これにつきまして中間会合で議論をしたんですが、これにつきましては中間会合では、豪州やニュージーランドなどのいわゆる反捕鯨国が日本の沿岸小型捕鯨について疑問を呈し、あるいは調査捕鯨についてはとにかくフェーズアウトしろということとを主張をした。一方で、我が国を始め鯨資源を持続的に利用すべきだという国は、調査捕鯨や沿岸の小型捕鯨については賛成をする国もありましたし、あるいは、調査捕鯨についてもこれは継続すべきだということの意見がありました。

いずれにいたしましても、そういう状況ですので、中間会合では両方の立場がそれぞれ意見を言いつつたということで、結論が出ていないという状況にございます。

○国務大臣(石破茂君) 六月にポルトガルでIWCの年次会合が行われますが、そこにおいて、我が国としては従来の基本的な立場は堅持しながら対応しなきゃいかぬと思っております。

具体的には、鯨類は重要な食料資源であるというところは当たり前の話で、これがいかにして持続的に利用されるか、それは科学的根拠に基づいてやるのであつて、それ私、アメリカの人やオーストラリアの人やニュージーランドの人、日ごろどんなに仲よしでも、この話になると何かまるで別人みたいな感じになっちゃうんですね。これも何だかよく感覚が私には理解できないところなんです。それは科学的根拠に基づいて持続的に利用されるのが当然であるということは従来と同じく強調しなければいかぬことだと思っております。それが一点。

もう一つは、食文化とか食生活とか食習慣とか、そういうものは歴史的に形成されたものであつて、広く知られているとおり、ペリーが浦賀に来たのは鯨を捕る船に水を供給しろ、食料を供給しろみたいな話であつて、だとするならば、食文化とか食習慣というのはそれぞれの国が独自に形成してきたものであつて、これは尊重されるべきで

あるということでございます。

三月の中間会合で議論されました議長報告書につきましては、今後更に改定されるということでございますが、我が国として、今後、沿岸小型捕鯨が否定されるとか調査捕鯨の継続が不可能になるとか、そのようなことは受け入れるわけにはいかぬということはおしきんと申し上げなければいけません。近年いろいろなことをおっしゃいますが、我が国の基本的な立場は堅持しなければならぬものだと考えております。

三月の中間会合の状況を踏まえ、正常化のプロセスにおいて捕鯨国と反捕鯨国の立場の違いが余りに大きくて、常に評決で対立をして、会議が会議の意味を成していないようなところが私は否定できないんだというふうに考えております。そうしますと、私どもとしても、この正常化に向けた議論が進行しなければならぬ、そのためには、我が国が言っていることが科学的な知見に基づいてきちんと説得力を持つものであるように今後ともよく努力をしていきたいと思っております。委員が民主党においてこの捕鯨に大変に積極的に取り組んでおられることはよく承知をしておりますので、今後とも御教導を賜りたいと存じます。

○小川勝也君 議長提案が少し触れられましたけれども、ゆるがせにできないような話があったというふうに承知をいたしております。すなわち、日本の沿岸捕鯨の重要性については理解をするけれども、調査捕鯨については段階的に減らして最終的にゼロだという提案もあったと。これはいわゆるところどころ、簡単な言葉で言いますと調査捕鯨と沿岸捕鯨の分断策、こういう言い方もなされました。しかし、我が国の捕鯨関係者は一致協力して、この調査捕鯨なくして沿岸捕鯨は守れないという形で一枚岩に向かっていて私は把握をいたしております。

ですから、再度、調査捕鯨は絶対捨てないんだという一言、大臣から改めて答弁をいただきたい

と思います。

○国務大臣(石破茂君) それは、調査捕鯨は目的があつてやっていることですから、商業捕鯨ではなくて何で調査捕鯨なんだということはおそらくかじかきかきというわけのことです。科学的なきちんとしたデータを得るために調査捕鯨は行っているものでございます。ですから、調査捕鯨をやめるということは私どもとして全く考えておるわけではございません。

これは調査がきちんとして行われるために適切に、そしてまた国際的な許容の下にやっておることです。ございますから、後ほど委員からお話があるんでしょうけど、この妨害活動などというのは不法行為以外の何物でもないのであつて、私どもとしては調査捕鯨は継続をすべきものと考えております。

○小川勝也君 大臣からお話がありましたけれども、そのIWCという会合で日本が理論的に科学的に調査捕鯨の必要性を訴えて、諸外国の理解を得てやっている調査活動に海賊的な妨害を加えるというグループがある。そして、時あたかも今衆議院では海賊対処法というのが議論されている。ソマリアに海賊、調査捕鯨に海賊、この法律ができた後この調査捕鯨団に対する物理的実力行使はどういうふうな概念として考えられるのか、政府の見解をお願いをしたわけでありませうけれども、どなたか来ていただいたでしょうか。

○政府参考人(長田太君) 先生御指摘の海賊対処法案でございますが、この法案は、海上におきまます公共の安全と秩序の維持を図るために、海賊行為の処罰について規定をするともに、我が国が海賊行為に適切かつ効果的な対処をするために必要な事項を定めるものでございます。

海賊行為につきましては、この法案の二条で定義をしております。御指摘の妨害行為が具体的にこの二条の定義の海賊に当たります場合はこの法案に基づいて対処をするということになるわけでございます。

一方、この法案に規定する海賊行為に該当しない

い場合にありましても、関連の国内法あるいは条約等によりまして所要の措置を講じておるところでございます。一昨年の妨害行為の被疑者につきましては、現在既に国際手配をしているところでございます。

なお、私ども海洋政策本部でございますが、御指摘のような反捕鯨団体による妨害行為に対しましては、この法案とは別に総合海洋政策本部法制チームにおきまして、具体的事例を踏まえつつ効果的な対応策を検討するというところで、事務局が中心になりまして、水産庁を始め関係省庁と連携協力しつつ今後積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○小川勝也君 この分野に関心の高い大臣からも一言付け加えていただきたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これが海賊なのかどうなのか。今衆議院で御審議いただいておりますところの海賊法案、この法案における海賊の定義からすれば、このシーシェパード何がいというの、船を乗っ取って自らの思うままに操り、金品を強奪、略奪というようなものとはちよつと違うねと。ですから、今回の法案にはびつたりはまるものではない。しかしながら、シーシェパードのような行為は、私はオーストラリアに対しても、あるいはオランダに対しても、このことの不行為というものをきちんとして追及すべきであるということ、水産庁長官のところに両国代表を呼びましてお話しましたが、このシーシェパードみたいな駄目なのだろうと考えております。

今事務方から答弁がございましたが、海洋本部において検討したということですが、私が海洋本部の閣僚会合で申しましたのは、検討だけでは駄目で、成果がきちんとして得られなければ駄目だと。今度船が出るまでにそのようなシーシェパードに対してきちんとした抑止力を持つ、そういうものがきちんとして排除をされ、我が国の調査捕鯨が、適法に行われているものはきちんとして実施される、そういう体制をつくり上げることが政府としての責任である

り、今度の船が出るまでに、御党の御理解もいただきながら、きちんとした法制を作ることが必要であると、私はそうように考えております。

○小川勝也君 力強い御決意をいただきましたので、国民が望むような方向性でしっかりと対処をいただきたいというふうに思います。

一点だけちよつと確認をしておきたいことがございますので、この際お伺いをしたいというふうに思います。それは、養殖漁業の安心、安全についてであります。

実は、強く関心を持ち始めたのは、養殖漁業者からの直接の相談を受けたというところからスタートをいたしました。かなり前でございましたけれども、えさ会社社に管理をされて売り先も押さえられる、そして、えさ会社社が作ったマニュアルどおりにえさを多投することを強いられる、養殖漁場、生けすぐの濁るので、ワクチン、薬等の投与が必要になっていく、そして、恥ずかしくてつらいことだけでも、奇形の魚も出てくる、こういうお話でございました。

そのときはまだGAPという発想も薄いときでございましたし、当委員会でも水産庁にいろいろな指導や改善も求めさせていただきました。まだ完璧ではないと思ひますけれども、あるいはほかの分野の安心、安全の要求水準も非常に高まっておりますので、この養殖漁業の安心、安全という分野が後れを取ってはいけないと思ひます。

今までの取組と成果、あるいは今後に向けて、この点、お伺いをしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) ただいまお話がありました養殖業の安心、安心でございますけれども、これにつきましては、委員も御案内のとおり、薬事法の関係法令におきまして様々な規制がなされておりますし、それから委員からお話がありましたGAPでございますが、適正な養殖規範ということで、生産工程を記録、点検をしてチェックをするという取組、これも水産庁ではもう既に始め、普及を開始をしております。

こういった取組を進め、また、漁場の改善を進

めていくということも、持続的養殖生産確保法というのがあります。漁場をきれいに利用するというのも実施をしております。こういったことを今後も推進をしていきたいというふうに考えております。

○小川勝也君 最後になりますけれども、今日は六十五分、私、時間をいただいて、本法に係る事柄以外にもお話をいろいろ質問をさせていただきました。近年、参議院農林水産委員会において漁業・水産分野の質問時間が非常に少ないということと懸念をしておたわけでありまして、今日も今日が最後で、私も主賓さんで百三十分間、議事録に載せるということで、理事の皆さんにも感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そして、漁業・水産分野の大きな課題の一つに魚離れという言葉があります。特に若い世代が骨のある魚を忌避する、あるいは、最近では子供の数が少ないのでお母さんは子供の望むものを食べさせる、こういう傾向がある。あるいはまた、人は子供のころ食したものが将来食べることはないなどという研究成果もあるわけでありまして、我が国に脈々と伝わってまいりましたこの魚食文化、お魚文化をできれば未来に継承させたいと願うのは私だけではないというふうに思っています。

今日はたまたま次代を担う子供たちも来ておりますので、どうやって魚を食べていただく工夫をしていただきたのか、あるいはどういう工夫をするのか、あるいは大臣の決意はどうか、最後にお伺いをして、私の質問に代えさせていただきますと思います。

○委員長(平野達男君) 石破農林水産大臣、しつかりお答えください。

○国務大臣(石破茂君) はい。

魚をどうやって食べるかというお話でございます。私も農林水産省として、小学生を対象として魚を丸ごとさばいて料理する体験授業、何しろさばいたことがないという人が多いですね。今の若い主婦の方でも魚をさばけないという人が

いっぱいおります。当委員会の女性委員はもちろん皆さんさばけるんだと思いますが、さばけない人が多い。やっぱり、これは体験してもらわなきゃいかぬということでそういうことをやっております。

あるいは、魚介類のしゅんの情報や食べ方などをまとめた情報誌を発行するとか、そういうこともやっております。さらには、漁業者団体が加工業者なんかと御一緒に、魚そのままじゃ食べられないけど、例えばミートボールみたいな形にするとか、食べるとか、あるいはピカタみたいな形にするとか、あるいはいろいろな食べ方があるんだと思いますが、こういうふうにとおしいいよとか、材料費はこうすると軽減できるよとかいうようなことも、そういうことに対します開発支援も行っております。

そういうようなことでもございますし、今回の委員がそこまで出すのかというふうな御指摘をいただきました経済対策でございますが、その中で、漁業団体が地元のお魚を地域の学校給食に供給する取組の支援ということをやっております。つまり、先ほど来委員がおっしゃいますように、ノルウェーから来たんだか、チリから来たんだか、深海のどこから揚がったんだか、名前も何かわからない。やはり、北海道は北海道で捕れた魚、岩手なら岩手で捕れた魚、鳥取なら鳥取で捕れた魚というものを食べてもらおうと。これはだれがどんなに苦労して捕った魚なんだろうかと。これはどうやって食べるんだろうか。

そして、フードマイレージという言葉は別にまだ広く広まっているわけではありませんが、遠くから捕れた魚を運んでくるだけで運送賃は物すごく掛かる、CO₂も排出される、温暖化が進むみたいなことでございますので、やっぱり地元で捕れた魚を地元で食べようね、そして捕ってくれた人にありがたうと言おうねと、そういうことを広めていくことが必要なんだろうと思っております。

私も今朝は、赤坂宿舎はサバの塩焼きでございますが、魚を努めて食べることが必要なことであり、それが子供たちに、やっぱり先生おっしゃいますように、子供のころに味わったものは大人までそうだし、そしてそれが次の子供たちにも伝承されるということですから、やっぱり日本の食料安全保障の根幹を成すのが水産であり、大事なのはお魚を食べるという習慣をきちんと子供たちにも私たちが努力をして身に付ける、付けさせるということだと考えておる次第でございます。

○小川勝也君 終わります。

○主賓了君 民主党の主賓了でございます。

冒頭に、四月十四日午前八時二十六分、九州の平戸沖で二十二乗りの漁船が転覆をいたしました。現在も不明者がいらつしやると、こういうことでございまして。被災された皆様に私からもお見舞いを申し上げます。

それから、もう一つなんですが、石破大臣には、イタリア、チソン・ディ・バルマリーノでG8農業大臣会議、御苦労さまでございました。この内容についてお伺いしたいところですが、これは別途、多分しっかりと御報告があるものだというふうに私は思っております。あえて今回は質問はいたしません。まずもって、御苦労さまでございました。

それでは、早速質問に入りたいわけですが、ちよつと通告の順番を変えさせていただきますが、まずは法案について先に質問をさせていただきます。このように思っております。漁業共済組合について、これは農林水産省とそれから農林水産大臣にお伺いをいたしたいと思っております。

漁業共済制度、これは制度全体で三百二十七億円の累積欠損を抱えていると、こういうことでございまして。端的に言って、この累積欠損の原因といたのは何でしょうか、まずここから伺いたいと思っております。

○政府参考人(山田修路君) 今委員からお話がありました、十九年度末に制度全体で三百二十七億

円の累積赤字がございますが、この原因といたしましては、やはり台風の影響あるいは不漁、魚が捕れないということ、あるいは魚価安等の要因によって単年度収支が赤字で推移をしたということでございます。

共済の料率の決定に当たりましては、これは三年ぐらいで見直しをしているんですが、過去十年の状況、その引受け・支払状況、あるいは実際にどういう形で事故が起こっているかというのを踏まえて決定をしております。本来であればその収支が償うように設計をしているはずなんですけれども、過去十年の起こったことを踏まえて改定をしてきましたけれども、やはりその後起こった事態、台風ですとか、あるいは不漁ですとかいうことが過去の状況に比べてより深刻であったということが原因ということでございます。

○主賓了君 そのほかの特殊な理由というのはない、こう言つてよろしいんでしょうか。通常の理由だけでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 特殊な理由はございません。要するに、保険料率の改定につきまして、今言いました、過去に起こっていたよりもその後起こった方がより過去に比べて影響が大きいものが起こってきているということでございます。

○主賓了君 これは補助措置がありまして、特別会計から各共済の方にお金が流れるわけですが、これも、この特別会計自体が累積赤字、これが二百九十五億円あると、こういうことですが、この問題について伺いたいと思っております。

この特別会計の二百九十五億円の赤字につきまして、このうち一般会計から二百二十億円について繰入れされていると、こういうことになっておりますが、その一般会計からの繰入れの根拠というのは何でしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 一般会計からこの特別会計への繰入れにつきましては、繰入れをするたびに、いわゆる繰入れ法と言っておりますけれども、非常に法案の名前は長い名前になっておりますが、一般会計から繰入金をするということに

ついでの特設法を作つて繰入れをしているということでございます。

○主濱了君 続きまして、同様の質問なんです、これは特別会計から漁業共済団体に對して七十五億圓が未払の状態であると、こういう報告がなされているところでございます。なぜ未払のままなのか、いつ、どのように解消する予定なのか、これについて伺いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 委員からお話がありましたように、特別会計の二百九十五億圓の赤字のうち二百二十億圓、約二百二十億圓は一般会計からの繰入れで対応しておりますが、残りの七十五億圓につきましては、国の財政事情なかなか厳しいということもありまして未払になっております。この部分につきましては、漁業災害補償法に規定がございまして、農林漁業信用基金から全国漁業共済組合連合會に對して貸付けを行うということで、その貸付金で再共済金の支払を連合會が行うと、そのために必要な利子補給を國が一般会計として行うということで対応しております。

この漁業共済事業全体の収支、これは特別会計も含めて赤字になっておりますけれども、これに對しましては、これまで補償水準を引き下げるとか、あるいは優良な加入者に對しては一定の助成をして加入を促進するというようなことで対応をしてきておりますが、そういった対応の影響もありまして、近年では、それぞれの段階、つまり組合の段階、連合會の段階、さらに特別会計の段階でも単年度においては黒字を計上してきておりまして、累積赤字も減ってきているという状況にあります。

私どもとしましては、こういった今の取組を更に進め、また母集団、加入者を増やしていくということ、より健全なものに変えていきたいということでございます。

○主濱了君 大臣にお伺いしたいと思います。

漁船漁業も、それから養殖業も実は生産額が落ち込んでいるわけがあります。しかも、漁業共済への加入率は五二%と極めて厳しい状況であります。

す。このような漁業自体が厳しい状況、それから加入率も厳しい状況、こういうふうな難しい状況の中で漁業共済をどのように立て直していくのか、その辺のお考えがあれば伺いをしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 今回の法案もその一環でございますが、やはり立て直していくというためには加入を増やさなければいかぬということだと思ひます。國の助成というものも従来拡充もしてまいりました。やはり、加入者を増やすということが今の段階においては経営を安定させるために最も必要なことであろうと。

ただ、これ、普通の保険ではございませんので、國のお金が入っております。ですので、経営をどうするかということ、先ほど小川委員の質問にもお答えをしましたが、國の支援をどこまで厚くしていくかということももちろん選択肢としてはございます。今回の場合には、どうやって入りやすくするか、そのことについていかに保険としての安定性を高めるとともに、漁業者の経営も安定させるかということに配意して今回の法案になっているものと承知いたしております。

○主濱了君 今回の改正の中には、漁業共済組合自体の合併をしやすくするような改定も含まれていてあるところがありますが、この合併のメリット、デメリットについて伺いたいと思います。

合併を進めることによりまして、共済事業の危険分散を図ることができる、あるいは人件費、事務費、この単価を下げることでできると、こういったようなメリットはあると思ひます。一方におきまして、共済契約に当たっては、やっぱり現地に對して調査、確認が必要であります。特に共済事故が起きた場合なんかはそういうことをきちっとやる必要があるというふうに思ひます。しかしながら、実際にきちっと調べるといふことになりましたと、全国でどうしても現地事務は残るわけでありまして、さらには、個々の事業者の要望というものが共済組合に取り上げられにくくなる環境にもなってくるというふうに思ひます。

こういったような前提の下に伺いたいわけなんです、農林水産省としては、合併、要するに共済組合の合併というのはメリットの方が大きいと、こういうふうにご考へておられるんでしょうね。

○政府参考人(山田修路君) 漁業共済組合の合併のメリット、デメリットでございますけれども、現在既に九つの元々県域を単位とした漁業共済組合が合併をいたしました、全国合同漁業共済組合という広域の組合ができております。この状況を見てみますと、委員からお話があるほどありますように、経理とか管理業務みたいなものが東京の主たる事務所というんでしょうか、東京の本部において実施をされるということ、効率的な運用ができています。一方、地方の方では、各県ごとにありました組合の所在地に地方事務所を置きまして、共済の引受けですとか支払等のまさに浜での実務を担当しているわけでございます。

この九つの組合が合併をいたしました全国合同漁業共済組合の状況を見ますと、合併後におきましては、むしろ地方事務所の方々がいろんな経理業務ですとか管理業務から解放された分、浜回りがたくさんできるようになったというふうなプラスの面が出てきておりまして、実際に、合併後は契約高が増加をする、あるいは事業収支、管理収支とも全体として見れば黒字の幅が増大をするというところで、合併が全体としてうまく機能している、地域によつても漁業者へのニーズに對してきいていてというふうにご考へておられて、まさに今回合併を更に推進するということになっておりますが、そういったメリットの方が大きく発揮されるものと考えております。

○主濱了君 まさに私が問題としたいのは今のところなんです。現地における現地事務が残る、九つの組合が合併してもやっぱり現地事務が残る、そのところでデメリットが生じないかどうか。この点については後でもう一回質問をさせていただきますというふうに思ひます。

それで、九つの共済組合が合併しているわけですが、今年の十月には更に十一の共済組合一緒になりまして、二十都府県の共済組合が合併をする、こういうふうなことになるわけでございます。

それで、この合併に参加しない組合、どういうふうな状況にあるのか、合併に参加しない方ですね、どういうふうな状況にあるのか、こういうことを伺いたいし、もう一つ、合併しない組合の中には、実は赤字を抱えている共済組合がそのまま残ると、こういったようなケースも考えられます。そうすると、やはり共済参加の漁業者に影響はないかどうか、こういったようなことも心配されるわけですが、ここ併せて伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 今回の広域合併につきましては関係団体でいろいろ議論を重ねてきたわけでございますが、ある程度規模の小さな共済組合については合併をしようということでございます。逆に、単独で県域の共済組合として残る組合の考え方として、契約高がある程度以上、まあ六十億圓というのを目安としておりますが、そういったもの以上であるか、あるいはそれより若干下回った場合でも相当程度の法定準備金を準備しているということである程度の規模が確保されているというものはそれぞれ県域の共済組合として残り、それより小さいものについては広域合併をしようというふうな全体の話し合いの中で今進んでいるところでございます。

委員からお話がありました、合併をしない十九の漁業共済組合の中でも赤字を抱えている、累積赤字がある組合が相当あるんじゃないかというお話でございます。

現実に十の組合は累積赤字を抱えておりますが、先ほど言いましたように、ある程度経営の契約高というのは大きな組合でありますし、それから、先ほどもちょっとお答えをしましたけれども、十七年度以降はあらゆる段階での経営という収支は改善をされてきておりまして、漁業共済組合

のレベルでも収支は改善をされてきております。それから、法定準備金がある程度それぞれの共済組合は準備をしておりますので、そういったことを考えますと、今累積赤字を抱えている共済組合がございますけれども、これが今後その共済組合の経営に大きな影響を与えるというふうには考えていないところでございます。

○主濱了君 分かりました。

次は、補償法の細かな内容に入っていきたいなというふうに思います。

まず、法案の第百十五条の三項について伺いたいと思います。

この百十五条の三項関連については、まず平成十四年度の改正で防除可能な病害を漁業者の選択により共済金の支払対象から除外し、その負担、掛金を抑える特約を新設した、こういうのが平成十四年の内容であります。現在の百十八条の二の第一項がこの条項になっているところでございます。

このように、選択によって共済の対象から魚病を除外できる、こういう規定を入れたにもかかわらず、今回あえて法律上妥当でないものについては疾病死亡を共済事故にしない旨の百十五条三項、これを新設する理由というのは何なのでしょうか。まあ一言で言いますと、今までは選択的にこれは共済の対象にしませんという申出ができた、そういう規定があるにもかかわらず、今回法律で魚病を対象にしない、要するに自然災害しか対象にしない、そういう新たな分野を作ったのはなぜかと、こういうことであります。

○政府参考人(山田修路君) 平成十四年の改正で導入しました措置、これは特定病害不補てん特約というものがございますが、これは原則、基本的にはすべてのリスク、病害も含めてすべてのリスクについて対象とするという契約の中で、そういう前提の下で特定の病害については特約で除外をするという、そういう選択肢を増やしたわけでございます。

今回の制度改正、百十五条三項で対象としてお

りますのは、従来のというか、基本的な考え方では、ある程度の生産金額がないと共済設計ができないということ、これまでは共済の対象になつていなかったマサバですとかメバルですとか、それぞれの地域では非常に重要な生産品だけれども全国的に見ると生産金額が多くない、これは一応二十億を下回るというレベルなんですけれども、従来のものですと共済の仕組みがセットできない、余りにも少な過ぎて、母集団の数が少ないので、料率を設定すると非常に高くなってとても共済になじまないというものについて、今回は病気、病害を除外するとすれば、そこで残るのは台風ですとかそういう自然災害に限られるもので、自然災害のものならばある程度予測が付けられるけれども、病害については多かったですり少なかったり非常に変動が激しいものですから、どうしてもそれを入れると保険料率が高くなる、共済の料率が高くなるということ、今まで共済の対象にならなかった魚種について新たに病害を除くことによってようやくその対象にできるということでございます。

もう一回言いますと、十四年のものは元々共済の対象になっていたものを特約にするということなんです。今度の場合は対象になつていないものをセーフティネットを新たに作るということ、違う趣旨のものでございます。

○主濱了君 今の御答弁に対して、関連して二つお伺いしたいと思います。

まず一つは、掛金のお話がありましたのでそちらの方から伺いたんですが、今回の百十五条三項、この法律上、魚病を対象外にする場合と、これは安くなるわけですね、非常に安くなるわけですね、それから選択により魚病を除外する場合、これが平成十四年改正ですね、この場合の掛金の差はどれぐらいあるんだと、こういうことですよ。

これ例示があるんですけれども、共済金額三千万円のハマチでオールリスク、すべてを対象にする場合は六十万円、二%です。それから完全除外した場合、おっしゃったとおり半分の三十万円、

一%です。じゃ、選択的に外した場合に、これは一%に近いのか二%に近いのか。もし一%に近いのであれば、これはもう新たな分野をつくる必要はないのではないかと、こういう疑問です。

○政府参考人(山田修路君) 今ハマチの例でお話がございます。ハマチの場合は非常にその生産金額が多いのでオールリスク、すべてのリスクのもの共済にも加入できますし、それから今委員がおっしゃいましたように魚病を除いたものを選択することでもできると、その場合には共済掛金が半分になるということでございます。

ところが、今まで共済の対象にできなかったところ、今までの共済の対価にできなかったところ、規模の小さい、さっき言いましたマサバとかそういうものは規模が小さくて共済がセットできなかったもので、それについてはオールリスクの商品というものが今は存在しないので同じような比較は実はできないわけでございます。

じゃ、その魚病を除いた言わば自然災害に特定した商品を今度そういうマサバについてもできるわけですが、そのときの料率はどうかという点と、委員からお話がありましたハマチと同じようなレベルのものになります。ただ、それについてオールリスクのものを仮につくったとしたら、ハマチのような規模ではなくて、もっとすごい金額をつくらないとオールリスクのものができないということ、今回の措置はオールリスクのものではなくて、限定商品だけをつくることでようやくその新しい魚種が対象になるということでございます。

したがって、率としてはどうかといえば、その限定商品同士を比べればそんなに変わらないけれども、オールリスクのものを仮につくったとしたら物すごい差になっちゃうので、結局そのオールリスク商品ができないということでございます。

○主濱了君 分かりました。

それは、そういう私は答弁を期待していたわけなんです、何を言いたいかといいますと、要するに法律上、魚病を外してしまつた場合に、これ

はすべての完全な病気の防除というのがあり得るんだらうか、こういう疑問なんです。想定外の魚病、想定しない魚病が発生した場合にどう対応するんですか。法律上外すことと除外すること、両方あるとすれば、法律上外してしまつた、もう全く共済の対象にしない、そういう魚種に想定しないような魚病が出たかどうか対応するんですか、これを私は心配している。どうぞ。

○政府参考人(山田修路君) 想定をしないような魚病ができた場合には、これは共済の仕組みではなかなかやはり対応できないということでございます。

魚病について、今言いましたように、今まで共済のセーフティネットが受けられなかった魚について今回魚病を外すことでようやくその保険設計ができるような形にセットしたわけですが、想定外のものが起こつたものについてはこの共済ではなかなか対応できないということでございます。魚病の対応につきましても、魚病に対するいろんな予防措置ですとか、あるいは機器整備ですとか、そういった一般的な魚病対策によってそういった未知の魚病について対応していくということにならざるを得ないということでございます。

○主濱了君 じゃ、次の問題に移ります。

これまで共済の対象にならなかった生産額の少ない魚種について共済の対象にすることを可能とすると、こういう、これは法改正ではないんですね、現実には。

それで、先ほど例示がありましたように、マサバとかメバル、これが候補とされておりますけれども、このほかの魚種はどういうふうなものか考えられているのかということ、それから、どういったようなもの、このほかにもどういったような基準で引き上げていくかという問題と、それぞれの生産量、生産額でもいいです、何かどのぐらいのものが今回対象になつてくるのかというふうな目安ですね、そこをお知らせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) 委員からお話がありましたように、具体的な魚の種類につきましては政令で具体的に規定をしていくことになります。

今考えておりますものは、マサバ、メバルのほかに、クロソイ、ハタ、カワハギ、スギといった、地域によっては非常に重要な魚種でございます。

これが今回追加されるというんでしょうか、共済の対象になっていくということでございますが、これの基本的な考え方でございますが、先ほど来申しておりますように、オールリスク商品としてセツでできないようなある程度小さな規模のもの、生産金額でいいますと二十億円を下回るようなものでありまして、かつ地域によって非常に共済のニーズが高いもの、それから養殖技術が確立しているようなものというように対象を先ほどのような、六種類でございますが、魚を考慮しております。

生産規模につきましては、小さな生産規模のメバルですと四十トン、約九千万円の生産、それから、最も大きな規模ではマサバでございますが、これが五百六十三トンで八億四千万円というように、な規模でございます。先ほど言いましたように、全国的な共済を仕組んでいく、あるいはオールリスクの共済を仕組んでいくためにはちよつと規模が小さい、ただ、地域では要望があるというようになものでございます。

○主濱了君 要望があると、こういうことなんです、E.U.始め世界各国がクロマグロ、このクロマグロの漁獲枠の削減計画をどんどんどんどん進めていって、こういう状況にあります。日本においてもクロマグロの養殖、これがメジャーになりつつあるのではないかと私は認識しているわけですが、クロマグロを養殖共済の対象とすることについていかがお考えか、これについて伺いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 委員からお話がありましたように、クロマグロの養殖につきましては諸外国でも行われておりますし、日本でも相当今盛んに行われるようになってきております。平成

十九年度には約四千四百トンぐらいのクロマグロの養殖生産が行われているというふうな推計もございいます。このぐらいの規模になりますと、当然、オールリスクのタイプの共済としても十分規模としてはあるわけでございます。

このクロマグロにつきましては、そういった規模もありますし、それから養殖技術もかなり確立してきております。それから、地域でのニーズも非常に高いものがございますので、今回の法律改正と直接関係はいたしませんけれども、この法改正の施行に合わせてクロマグロも養殖共済の対象として追加をするという政令改正をする予定で検討をしております。

○主濱了君 養殖共済につきまして、都道府県が定める区域の全員が加入しなければ共済契約が成立しない全員加入制度となつていって、こういうことでございます。区域内に加入しない漁業者が一人でもいれば他の養殖業者は加入できないと、こういうことで私は理解しているんですが、まず、これで間違いないかどうかということ、ちよつとこれでは、一人でもいけばその地区の全員が共済に加入できないという、もうこれは行き過ぎじゃないかというふうに思うわけですよ。やはりこれは見直しをされるべきではないかと思うんですが、この点について伺いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 委員からお話がありましたように、養殖共済については全員加入という仕組みになっております。これにつきましては、委員からお話がありましたように、全員加入というこの仕組みを引き続き続けるのがいいのか、あるいは、もうちよつと弾力性のあるものに変えた方がいいんじゃないかというふうな御議論がありましたし、検討会の中でも出ておりますし、それから水産庁の中でもどうすべきかということは今回の改正に当たっても検討をしてきたところでございます。

そもそも、この全員加入制というのは何でこういう仕組みを取っているんだろかということでございますが、これは、養殖の漁場というのは一

つの湾とかある程度のまとまりがあった地域で養殖の漁場ができておりまして、漁船漁業はあつたこつちへ行つて操業するんですが、養殖は集団で養殖漁場が形成されるということで、いったん事故が起こりますと、その地域の方々が大体同じような例えば魚病にかかっているとかいうことになりがち、あるいは自然災害も同じようなことになりまして、そういった場合に、その被害が起きたときに損害の査定を適切にやるには地域でちゃんと見えた方が非常に的確にできるんじゃないかと。災害査定あるいは災害が生じた場合の運用上の問題としてその方が適當ではないかという議論が元々あつたというのが一つの理由でございます。

それと、もう一つ政策的な理由として、全員加入という制度をすることによって加入者の確保を図り、保険基盤、共済基盤の安定を図ると、できるだけ多くの人が入つていただくというふうな、その安定性のためという、主にその二つの理由があつたということでございます。

最初に申し上げましたように、この全員加入制度について、今回維持をするのか、あるいは今後維持をするのか、あるいは見直すのかということについてはいろいろ議論をしたところでございまして、この今あります全員加入制度のメリットというのはそれなりにやはりあるということ。それから、関係団体の方も当面、今はやはりこの制度を維持した方が運用なりそれから加入促進なりの面からは非常にいいのではないかと意見が多かつたわけでございまして、そういう意味で現在の仕組みを今回は維持をするということとしたところでございます。

○主濱了君 今の御答弁に關して一点だけ。現地のそれぞれの漁業者ですね、その漁業者の意見もそういう方向にあるんでしょうか。この一点だけ、お知らせください。

○政府参考人(山田修路君) 漁業者の意見はいろんな意見がございます。まさに、だれかが反対をしているのでなかなかそのセツができないとい

うようなこともあつて、地域によってはこういう全員加入制度というのが非常に障害になつていんだという意見もございいます。

したがしまして、先ほど来申し上げておりますように、検討会でも一つの大きな課題ということになつたわけでございますが、最終的には今言いましたように現行制度を維持していくというふうな結論になつたということでございまして、委員がおっしゃるように、地域の方あるいは漁業者の方の意見は様々ございまして、これからのまた検討の課題であらうかというふうに考えてはおります。

○主濱了君 私の個人的な意見とすれば、前向きに御検討いただきたいと、こういうふうに思うところでございます。

次、共済期間について伺いたいんですが、単位漁場区域ごとにこれまで共済の責任期間というのが単一にされてきたわけなんですけれども、この理由と、どんな問題点があつたのか。今回外すわけです、ね、これを。どんな問題点があつて外すことになつたのか、これを端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(山田修路君) この養殖共済につきましては、制度が発足したのが昭和三十九年でございまして、この当時は事務処理がまだ電算化されていなくて、膨大な事務処理をする必要が出てきたわけでございまして、実際の事務処理を行つております漁協などからいいますと、様々な期間の契約が出てくるときにやはり責任を持つて十分な処理ができないということもあつて、委員からお話がありましたように、単位漁場区域で一定の責任期間にするという、共済責任期間にするというふうな制度としたわけでございます。しかしながら、現実の漁業者のニーズは、やはり養殖をやっている期間がそれぞれ異なつていたりして、一律にするとうまくない期間が出てくる漁業者の方もおられるという要望が非常に多いと、事務処理

の電算化が非常に進んでいて、前のように手作業でチェックをするとかそういうことではなくなってきたので、共済期間が個々の漁業者ごとに異なっても処理ができるということになってまいりました。

したがって、そういった漁業者のニーズも踏まえ、また実務処理の面も踏まえて、今回単一にするという義務を外して任意に設定できるようにしたところでございます。

○主濱了君 それで、そこなんですね。先ほど合併のメリット、デメリットのところ、この部分については留保しますと、こういうことにしたんですが、この共済責任期間を単一の義務、この単一の義務とすることを今回廃止するわけですけども、そうしますと、事務処理上、今おっしゃられたように共済期間ばらばらなわけですよ。それぞれすべてチェックしなくちゃいけない。煩雑になり支障は生じないか、こういうおそれを私は感ずるわけがあります。

特に、合併する、今回二十の共済組合が合併して全国合同漁業共済組合、これやっぱり現地において、合併しても現地においての事務が相当出てくる、緻密な事務処理が相当出てくると、こういうふうな私感じられるわけがあります。こういう中で本当に合併のメリットを発揮できるのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) 全国合同漁業共済組合、現在でも九の、かなり飛び地というんでしょうか、広い、全国広範にわたった地域を担当する共済組合になっておりまして、この事務処理、今ではまさにコンピューター化した中で先ほど言いました管理業務なりを実施をしているという状況でございます。

今回、十月には二十の都府県域をカバーする、全国にまたにもっと広がった共済組合ができるわけですが、これもやはりコンピューター等のシステム抜きでは運用が不可能でありまして、当然この組合ではそういった電算化を進めており、また今後進めるということになりますので、そういう

意味でまさに、先ほど言いましたように、共済責任期間をばらしても対応できるような事務的な施設整備が進んでいるということでございます。

○主濱了君 確かに、長官おっしゃったとおり、九のときは単一なんですよ。二十になるとこの単一の義務がなくなっちゃう。物すごく増えるはずなんですよ。そのときにどうなのかと、こういう質問なんです。

○政府参考人(山田修路君) 委員からお話がありましたように、九のときは単一だったと、二十になったときに対応できるかどうかということでございますけれども、先ほど言いましたように、コンピューター化が進んでおりその事務処理については十分対応できるということで今回のその義務の廃止ということにも至ったということでございます。

○主濱了君 それで、実は、三月五日の予算委員会で青森県六ヶ所村の使用済核燃料再処理施設について伺いをいたしました。この中で二階大臣からは、この再処理施設が放出する放射能の量は、これは原子力発電所の放出量の百八十倍である、こういったような御答弁をいただいているところでございます。

この問題につきましては、私は三年前からずっと継続して取り上げさせていただいているところであります。三年前質問したんですが、そのときは、二十年前のセラフィールド、これ旧称ウィンズケールというんですけれども、放射能汚染の悪名が高いのでこのセラフィールドに変えた、こういったような、あるんですが、このセラフィールドのある英国沿岸の魚の汚染の事実について私は質問したんですよ。そうしたら答弁は、一九八三年、英国燃料公社、これも当事者なんですけれども、英国燃料公社の報告では、魚介類を摂取することにより人間が受ける放射線量は二・五ミリシーベルト、当時許容されていた五ミリシーベルトに比較的小さいと。二〇〇四年の評価ではこれが〇・二ミリシーベルト、十分の一まで低減をしておりますと、こういったようなことで、水

産庁も同じような見解でした。で、心配はないのだと、こう言っているわけでございます。

これを基にしてまた重ねて質問したいんですが、このイギリスを含む大西洋北部です、大西洋の北東部海域では、世界三大漁場の一つなんですけれども、日本でも漁獲をしているところなんです。日本は二〇〇五年では四千トンほど漁獲をしているようでありまして。この大西洋の北東部、この魚介類の放射能汚染というのは大丈夫なんでしょうか、どうなっているんでしょう、そのところを端的にお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 大西洋北東部海域での放射性物質の濃度につきましては、欧州委員会において調査をしております。

その調査結果によりますと、一九八〇年代から一九九〇年代前半にかけて、表層海水のセシウム137、これは再処理工場から排出される放射性物質でございますが、そのセシウム137の濃度が次第に低下をきていているという、これが第一点。それから第二点目に、海洋生物への有害な影響については確認されていないという欧州委員会の調査結果がございまして。

○主濱了君 セラフィールドの放射能というのはノルウェーとかそれからアイスランドまでずっと広がっていると、こういうことでございまして、こういう研究報告もあります。まず、これを把握しているかどうかということでございます。

それからシシャモ、柳の葉の魚と書きます、北海道でよく捕れるというふうな言われているんですが、実は、実は、実はですね、国産は五・五%しかないと、そして、どこから輸入しているかといいますが、アイスランド、今問題になっているアイスランドから四八・七%輸入している。それからノルウェー、これもちようど放射能が広がっている方向にあるノルウェー、ここから七・七%輸入をしていると。大丈夫でしょうか、端的に伺います。

○政府参考人(山田修路君) 先ほどお話ししまし

たように、ヨーロッパ委員会、欧州委員会の調査ではこの大西洋北東部海域での放射性物質の濃度が次第に下がってきていて海洋生物への有害な影響は確認されないということでございます。

セラフィールド地域につきましても、先ほど委員からお話がありましたけれども、放射能の総量は、公衆、一般の方々の限度であります年間当たり一ミリシーベルトでございますか、これ以下の状態ということ聞いております。

○主濱了君 いずれ、大丈夫なんですね、端的に。

○政府参考人(山田修路君) 今言いましたとおり、そういった欧州委員会なり英国の機関による報告によれば特段問題は無いという報告でございます。

○主濱了君 それでは話を日本に戻しまして、使用済核燃料再処理施設からは、先ほど申し上げましたように、三陸沿岸に百八十個の原発を配置したのと同じぐらいの量の放射能が出ると、こういうことなんですよ。百八十倍というのはそういう意味があると私は理解をしております。並び切れますかね、三陸沿岸に百八十個。

それはさておいて、理論的にはそういうことになるわけですが、農林水産省として、漁場を守るため、この放射能汚染がないことをどのように確認するのか。これは、もう本当に地元にとっても重大な事件だというふうに思います。どこかに委託しちゃうのか、そういったようなことですね。自分できちっと要するに漁場を守るとい観点から確認をするのかどうか、それをどうされるのか、これについて伺いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 水産庁では、毎年、文部科学省と連携をいたしまして、三陸沖も含めた日本周辺海域における海洋生物についての放射能レベルの調査を実施しております。この調査におきましては、三陸沖など太平洋沿岸域につきましては、主要海産物のうちの十三種類について核物質の分析を実施をいたしておりますが、十九年度の調査結果では特に異常値と思われる値は検

出されておらないところでございます。

○主濱了君 文科省と協力してと言いますが、まず第一点は、農林水産省としては調査しないのかどうか。それから第二点は、やはり地元が一番これについては気に掛けていることだというふうに思います、大事件だと思っていることだと思えます。地元の場合は青森、岩手、ずっと影響は茨城、千葉までであると、こういうふうに言われておりますけれども、そういったような自治体に調査をお願いすると、こういったようなことは考えていないのかどうか。この二点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 放射能の調査につきましては、文科省が予算を計上いたしまして、それを農林水産省に移し替えるというふうなことで調査を実施しているわけでございます。

現在、各県の方ではどうかといえますと、これももう委員御案内のとおりですけれども、文科省からの交付金を受けまして、原子力発電所あるいは再処理施設等が立地している地域の周辺での放射能のモニタリングを実施しているということでございます。文科省科学省なりあるいは関係の都道府県と十分連携を取って調査結果を確認するというようなことをやってまいりたいと思っております。

○主濱了君 大臣にお伺いをいたしたいと思えます。

予算委員会でも麻生総理に、日本の沿岸を、特に三陸沿岸を放射能汚染から守ってほしいと、再処理施設を止めてでも放射能汚染を防がなくてはならないんじゃないか、この決意についてお伺いをしたわけですが、答弁は残念ながら次のとおりだったんです。六ヶ所村の処理施設は日本のエネルギーを長期的に考えるときに極めて重要な施設である、安全規制の遵守は当然徹底しなければならぬ、国が毎年実施している海洋環境における放射能調査をしっかり注意していかなければならぬ、ここまでなんです。残念ながら、放射能汚染を防ぐと、こういったような答弁ではな

くて、私から言わせればぐらかし答弁であつたと、こういうふうに思いました。当然にも、すぐ再質問をしまして、放射能汚染をするのかしないのか、こういったようなことをすぐ重ねて行つたわけですが、これについては答弁はありませんでした。

そこで、石破大臣にお伺いをするわけですが、農林水産大臣は水産資源の適切な保存及び管理を図ることも、これも任務の一つとして行っているわけでありまして、このような観点から、この三陸沿岸の漁場を放射能汚染から守ることに、具体的な方策も含めて、是非とも御決意をお願いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 先ほど来、るる水産庁長官からお答えを申し上げておりますが、本年八月から本格的稼働をします。それに向けていろんな試験が行われているわけでございます。あえて言葉を使うとすれば、これは完璧でなければならぬ。安全面から、慎重な上にも慎重に完璧を期するということがなければいけないだろうと思っております。

私、我が国のエネルギー事情から考えまして、再処理施設の稼働というのは必要なことだということ考へを持っております。そうであればあるほど、これが多分大丈夫だろうみたいな話では駄目なのであつて、完璧を期して慎重の上にも慎重にやっていたかねば困るということは農林水産大臣として当然要請をし、働き掛けていかねばならないことでございます。

三陸沖は極めて豊かな漁場でございます。当省といたしましては、今後とも漁業者の方々が安心して漁業活動が営んでいただけるように、文科省を始め関係省庁と連携をし、三陸沖を含みます海域における魚介類の放射能レベルの調査を継続をするということで、それとともに核燃料再処理施設の本格的な稼働に向けた試験の状況等についても、これは科学的知見をもつて、大丈夫なんだろうね、大丈夫ですというふうなことではなくて、それだけではなくて、私どもとして本当に責任を

持つて、その状況がどのようなものであるかということ、漁場を守る、そして漁民を守る、資源を守るという観点から、当事者意識を持つてやっていかねばならないことだと考えております。

○主濱了君 今日の新聞見ますと、アメリカにおきまして再処理施設、これを断念する方向でいると、こういったようなことであります。

私も、エネルギーを確保する面においては、この原子力というのはやはり活用していかざるを得ないと、このように思っている一人であります。しかしながら、しかしながら、その漁場を放射能で汚染するということを引換えにしてエネルギーを確保するまでは至らないのではないかと、このように思ふんです。やはり、放射能汚染をさせないことが第一であつて、こういうふうに向うわけですが、この点からも一回お願いをいたしたいと思ひます。私、やはり決意というところまでは大臣の今の御発言はいつていないような気がするんです。

○国務大臣(石破茂君) それは、漁場を犠牲にする、放射能汚染があるという前提でお話になられますと、もし放射能汚染があるんだつたら、それは再処理も何もないわけですよ、それは。だから、私もとして、政府として、漁場汚染がないということが本当にきちんと確認できるか。それが確認できないとするならば、それは再処理というものは稼働してはならないのであつて、私は、犠牲にして、引換えにしても再処理をやるべきだなどということを申し上げているつもりは全くございませぬ、それは引換えになるものではございませぬから。

私もとして、放射能汚染がないということがきちんと確認されない限り再処理施設の稼働というものはあつてはならないと思つております。しかし、稼働すれば汚染があると云われまして、それはそうではないと申し上げなければなりません。

○主濱了君 稼働して、ここだけ一つ確認をさせていただきますんですが、放射能汚染があつたら

ば、これは再処理施設を止めてでも漁場を守る、こういう覚悟であると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは政府としてどう判断するかというお話ですから、農林水産大臣がこれは止めますということを申し上げる権能を持っております。

しかしながら、農林水産大臣として、その漁場の汚染がある、そして魚に甚大な被害が生じ、漁業者の経営が成り立たなくなる、それは風評被害になつたら半端なものじゃ済みませんのでね、そういうことになれば、これは政府全体としてどうするんだということに当然直面をいたします。そこにおいて農林水産大臣として、農林水産大臣の立場から意見を申し上げることになります。それは止めるのか止めないのかとお答えになれば、それを答える立場にないということをお答えせざるを得ない。それは私、経済産業大臣ではございませんので、そのことをお答えする立場にないということでございます。

○主濱了君 この問題につきましては、今回に限らず、経済産業省にもここに来ていただいて、一緒になつても一回議論をさせていただきたいと、このように思ひます。

次、ABC、TAC、こういう問題について伺いたいと思ひます。

ABCというのは生物学的許容漁獲量でありまして、それからTACというのは、御承知のとおり、漁獲可能量でございます。この関係についてお伺いをいたしたいと思ひます。

少なくとも、日本においてはこのABC、生物学的許容漁獲量をTAC、要するに漁獲可能量です、これが上回るべきではないように、絶対上回ることがないようにするべきだというふうな思つております。それで、平成二十年、昨年ですね、昨年の状況を調べさせてもらいましたら、この生物学的な漁獲可能量よりもTACが多い魚種が四魚種もあるんですよ。実は、イワシ、マアジ、サバ、スケトウ、こういったような四つの魚種が

実は生物学的許容量を超えて漁獲目標みたいなのが、TACが決められていて、こういうふうなことでございます。

やはり、当面の漁獲とか当面の水揚げ、これだけを見て、やはりこれだけはいけないというふうに思います。やはり百年後、五百年後、千年後、そういったような世代にも魚を食べさせていかなければいけないと、このように思います。最近の対応も含めまして、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 制度については、委員が御指摘のとおりでございます。

TACの対象でございます七魚種のうち、このTACがABC、許容漁獲量を上回っている魚種は、スケトウダラ及びサバ類の二魚種となっております。何でもこんなことになっているかと申ししますと、スケトウダラにつきましては、資源が低水準にはございますが、漁獲可能量の削減による漁業経営の激変を緩和しなければなりません。サバについては、漁場形成の変化に対応して、TACを都道府県に追加配分できますよう、ABC、許容漁獲量に留保枠を加えまして漁業可能量が設定をされておるわけでございます。したがって、そのようなことになりました。

このうちサバ類につきましては、今年度漁期から許容漁獲量の枠内でTACを設定すると、こういう方向で現在調整をいたしております。持続的な利用を可能にしなければなりません。できる限り資源の動向を反映してTACを設定するということがなければならぬわけでございます。

今後とも、漁業者の理解と御納得を得なければなりません。TACというものが適切に設定されるように努力をしなければいけないと認識をいたしております。

○主濱了君 私は、是非ともそれはもう実現をしなければいけないというふうに思います。

この漁獲量がABCを上回ることがないようにするということについては、日本がきちっと守ることはもうもちろんのことでありますけれども、

日本だけがやったって効果が生じないわけですよ。日本がきちっとやっていても、同じ魚種を外国からどんどん輸入したんでは、今度は世界のABCとTACの関係が、漁獲量の関係がおかしくなると、こういうふうに思います。この辺の、世界の水生動植物の再生、それから資源回復を図ること、これを目指して関係国との協議が必要だ、輸入はしないとか、そちらの方でちゃんとABCを守ったTACを定めてくださいますと、こういったようなことが私は必要だといふふうに思っておりますが、この辺、関係国との協議がいかに進んでいるか、どのように進んでいるか、これも大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃるとおり、韓国、中国及びロシア、そういう国々と二国間漁業協議を通じまして、連携協力して資源管理に取り組まねばならないと思っております。

毎年、漁業協定に基づきまして交渉を行っているわけでございますが、そこは資源の専門家による会合をやらなければいかぬと。各国の資源情報について情報交換を行い、そして相互の割当て量、総隻数、この決定を行うとともに、資源調査、資源管理についての意見交換を通じて協調的な取組を行うよう働きかけを実施するということになっております。これは本場に、どういう手法で数字を把握をしているのか、その数字についてどのようにして割り出し、どのようにして認識し、どのようにしてTACを定め、というようなことについてまでお互いがちゃんと認識を共有をしなければ駄目なのだと思います。

そこにおいて、専門家同士の忌憚、忌憚のないという言い方は何か政治屋っぽくて嫌なんですけれども、ちゃんと科学的知見に基づく議論、それが行われる土壌が形成をされませんと、これは資源管理にも何にもなりません。そこにおいて本場に科学者同士、あるいはこれ統計学とかいろんなものが入ってきますが、そういう人たちの科学的な知見が公正性、透明性を持ってきちんと議論が行われることが肝要だというふうに思っております。

りまして、我が国として引き続き最大限の努力をしていきたいと思っております。

○主濱了君 このTACを定めるに当たりました、先ほど大臣の言葉にもありました、やはり漁民の、漁家の経営というものも大事なんだと、こういったようなお話ありましたけれども、私は、こここそ世界の、日本の水産資源を守るためには正当な補償だと思ふんですよ、きちっと正当な補償をするべきであらばいい。そういうことをしながら、やはりTACがABCを上回ることがないようにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、考え方としてはそういうことなんだろうと思っております。とにかくTACがABCを上回るといふようなことがあつてはならないのは、それはもう理屈の当然なるわけでございます。

そのときにその補償というものをどう考えるか、どういう理由に基づき国民の税金を使うのかというこの議論をきちんとした上で、それによつて漁業者が被る一時的な損失というのに対しては補償を行うという考え方は、それは当然あつてしかるべきものというふうに考えております。さればこそ、TACとABCの関係というのをきちんと詰めていかねばならぬであらう。

このTACとかABCとかいう考え方、要は、委員が百も万も御案内のとおりで、いかにして資源というものが持続可能性を持つかということ、最終的には漁業者の利益になって返ってくることでございますから、その辺りの兼ね合いもあるんだらうと思っております。

ですから、一律に補償せよとか何とかそういう話にはなりません。一体このTACの制度、ABCの制度というものは何ゆえに行われるものであるかということについて理解を深めていくということが必要なのだと考えております。

○主濱了君 最後の質問にしたいと思ふます。今日は養殖共済の関係を中心に質問をさせていただいたわけですが、この養殖そのものについて、

中国は、中国は、実は中国は五年間で三三%も養殖が伸びているんですよ、三三%も伸びている。ところが日本は伸び悩んでいる、逆に減っている。こういったような状況であります。私は、今食料というのは非常に危機に瀕している、これはもう水産物も同じだというふうに思っているんですが、やはりつくり育てる漁業、つくり育てる漁業、すなわち養殖ですよ、これ本場に大事だ、このように思っているところでございます。どんどんどんどん捕っちゃいますと、先ほど例に出しました大西洋の北西海域、ニューファンドランドとか、あそこはタラとか、ああいうふうにとんだら、あそこももう絶滅寸前まで行っちゃう。こういう観点から、是非とも養殖に力を入れることが必要だといふふうに思いますが、この点については大臣からお話をいただきたいと思ふます。

○国務大臣(石破茂君) それはおっしゃるとおりでございます。

魚は、とにかくだれよりも早く漁場に行つて、だれよりもたくさん捕つて、だれよりも早く港に帰ることだみたいなお話を私は以前に聞いたことがありますが、そうしますと、もう資源の管理も何もあつたものではございません。

しかしながら、漁業者の経営の安定というものを考えたときに、資源の保全ということを考えたときに、養殖に力を入れるということは当然のことだと思っております。さればこそ今回の改正にもなつておるわけでございまして、養殖というのはやはりそれなりのリスクもございまして、危険もございまして。一回病気が出たらどうするのということもございまして、安全面も配慮しながら、共済をうまく組み合わせていくことによって、漁業者の経営の安定、所得の確保、そして資源の保全、いろんな面に資します養殖業でございまして、私どもとして今後も重視をしてみたいと思ふております。

○主濱了君 終わります。

○委員長(平野達男君) 午後一時まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時開会

○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○加治屋義人君 自民党の加治屋でございます。

先ほど主査委員からお話がありました第十一大栄丸のことについて、御家族や関係者の心情を察しますと、誠に心痛む思いがいたします。近藤副大臣も早速現地にお入りいただいたと聞いておりますが、関係者による懸命な捜索活動が継続されていると承知しておりますけれども、十二名の方々が一日も早く無事に発見されることを強く期待をし、引き続き万全の対策を取っていただきたいとお願いを申し上げます。

漁業法案について、小川委員、主査委員と大変重複をいたしておりますけれども、簡潔に質問はいたしますけれども、実のある答弁としていただければ大変有り難いと思っております。

まず水産庁に伺いますが、現在、我が国の水産業は資源の水産低下や漁業者の減少など極めて厳しい状況にあります。昨年は原油の高騰という非常に大きな問題もありました。一方、国民に安全、安心で良質な水産物を安定的に供給するという重要な使命も担っております。

そこでまず、現在、漁業経営の状況はどのようなものか、伺いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 漁業経営の現状でございます。

委員からお話がありましたように、漁業者の経営、大変厳しい状況の下に置かれております。お話がありましたように、資材価格は依然として高い状況にございます。燃油価格につきましましては、平成十六年、五年前でございますが、このときに

比べて昨年八月は二・九倍と非常に高いレベルまで価格が上がったわけですが、その後下落に転じております。ただ、本年四月の時点でも依然、五年前に比べて一・四倍ということで、高いレベルは変わらないわけでございます。また、ほかの資材、例えば魚粉の価格は五年前に比べて一・二倍、またロープの価格は一・四倍ということで、資材価格、おおむね高い状況にございます。

一方、円高の影響、最近現われてきております。特に、近年増加傾向にありました水産物の輸出が停滞をする、一方、為替レートの関係もありまして輸入が増加するというところで、経営全体への影響が懸念されるところでございます。

○加治屋義人君 ただいまお話しのとおり、漁業者は、燃油や資材の価格高騰の影響をまだまだ引きずっている現状は深刻で、金融機関からの借入れが死活問題となっております。

こうした現状の中で我が党は、かねてから漁協系統や一般の金融機関などが漁業者に積極的に貸し出し、資金繰りが円滑になるよう保証支援を強く主張してまいりました。今回の経済危機対策では、我が党の主張を踏まえ、漁業者向け緊急保証対策が織り込まれたと聞いておりますが、誠に時宜を得たものであります。中小企業向け保証対策の漁業版とも言えるこの対策のねらいについて、石破大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) まさしく委員がおっしゃいますように中小企業対策の漁業版ということで、委員には党の水産部会長として大変な御指導をいただき今回の対策に盛り込まれたということでございます。心から厚く御礼を申し上げます。今回は漁業者に対します融資が円滑になさるすよう保証措置の充実を緊急に行うということで、このように考えました。

具体的には、都道府県ごとに設けられております漁業信用基金協会は、貸倒れが生じた場合に、これまでその三割を負担するというものになつておったわけでございますが、今回の対策で

は国が九七％を負担し、基金協会の負担は三％で済むということになっております。このことによりまして、基金協会は積極的に保証に応じられるということになると存じます。

さらに、漁業者の方々がお支払いになります保証料につきまして国が助成を行い、これまで保証料は最大二割だったものを〇・八％以下に引き上げるということで、漁業者の皆様方に利用をしていただくやすい、そのような仕組みとすることとしております。このような緊急措置として、新たに千二百億円規模の保証引受枠を設けることとしております。これは、平成十九年度の年間引受実績の一千億円を超えるこれまでにございません大型の保証規模ということになっております。今回の経済危機対策においてこの緊急措置を盛り込んだところでございますが、これによりまして漁業者の皆様への融資が円滑に行えますよう、実施に向けて万全の準備を整えてまいりたいと、このように考えております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

私の地元鹿児島でも、漁業者団体、今回の緊急保証対策については大変喜んでおります。この関係団体、漁業者に対して分かりやすく説明をしていただいて、補正予算が成立したら速やかに実施に移していただくようお願いをしておきたいと思っております。

これまでお聞きしたとおり、漁業経営は大変厳しい環境にあります。こうした中、漁業災害補償制度は、共済の仕組みを用いて漁業者の方々が不慮の事故などによって受ける損失を補てんすることとで漁業再生産の確保と漁業経営の安定に重要な役割を果たしてまいりました。

そこで、まずこの漁業災害補償制度について、今回は具体的にどのような法改正を行うのか、分かりやすく、近藤副大臣にお尋ねいたします。

○副大臣(近藤基彦君) お答えを申し上げます。今般の法改正におきましては、漁業者の方々からの要望におこたえるため、漁業共済事業の見直しを行うものであります。

具体的には、養殖共済については、自然災害や魚病、魚の病気ですね、などのすべての災害に対する補償が原則となっておりますけれども、任意の選択により、病害を共済事業から除外することを可能にし、掛金の安い商品を導入することとしたしております。

また、これまで養殖共済の対象にならなかった生産額の少ない魚種について、病害を共済事故から除外することを前提に、新たに養殖共済の対象とすることを可能にするものでございます。

さらに、加入区域ごとに共済責任期間を単一に設定する義務を廃止することとしております。このほかには、漁業施設共済について柔軟な商品設計が可能となるよう、特約制度を導入することとしたしております。

また、漁業共済組合について、本年十月に大規模な広域合併が予定されているところであります。合併後の組合運営が円滑に行えるよう、総代会の制度を導入する等の措置を講ずるものであります。

○加治屋義人君 ありがとうございます。今回の法改正は漁業者ニーズにこたえたものと、こういう説明をいただきました。

現在、養殖業の経営は、えさ代の高騰や魚価低迷で非常に苦しい状況にあります。先ほどの小川委員の質問にもありましたけれども、こうした養殖業にとつて今回の法改正はどのようなメリットがあるのか、そしてまた、養殖共済の加入率はどの程度向上する見込みなのか、改めて確認をさせていただきますかと思っております。

○政府参考人(山田修路君) 今回の法改正の内容につきましては近藤副大臣からお話をしたとおりでございますが、特に病害を共済事故から除くということで、厳しい経営環境にあります養殖業者の掛金負担の軽減につながるということでございます。

具体的にはどの程度安くなるかということでございますが、これは養殖業者の方の規模や魚の種類

によって異なってくるわけですが、現行のすべての災害を対象とした補償方式と比較をいたしまして、共済掛金は少なくとも二割以上安くなる、ほとんどの魚種について半分以下というようなレベルになるというふうに見込んでおります。

養殖共済の加入につきましては、これまで掛金が高いということで加入を見合わせてきた方々の新規の加入が期待できるということでございます。現在加入率は約五三％でございますが、今回の法律改正の効果といたしまして、五年後は約六〇％になるというふうに見込んでおります。

○加治屋義人君 通告をしております。次の問題なんです。養殖共済の対象でなかった生産額の少ない魚種等については、先ほどと重複をいたしますので割愛をさせていただきます。と思っています。

次に、養殖マグロについて伺います。これも先ほどの主査委員の質問と重複いたしますけれども、改めて確認の意味で質問させていただきます。天然資源の減少や国際規制の強化もあって、近年、国内での養殖が急速に伸びてきております。今後ますます盛んになっていくと見込まれますが、養殖業者の方々に話を聞きますと、他の魚と違って単価が高い、台風とかで全滅したら経営が立ち行かなくなる、早く養殖共済の対象にしてほしいという要望があります。特に、クロマグロの養殖につきましては鹿児島は大変盛んでございまして、鹿児島県にとつて一大産業に育成しようとして、こういう強い決意もあります。

このことについて、野村政務官に決意のほどをお伺いしたいと思います。

○大臣政務官(野村哲郎君) 漁業共済の商品設計をする場合は、先ほども山田長官の方から話があったように、おおよそ、魚種によって違うわけですが、二十億円程度と、こういうふうな認識をいたしておりますが、先ほど御質問にありましたように、マグロ養殖、年々盛んになっ

ておりまして、大体十九年度においての生産額は百億円程度ということで見込まれておるところでございます。このために、今回の法改正の施行時期に合わせまして、既存の対象魚種と同様にオーリスの補償も可能な魚種として追加する予定でございます。

また、このマグロはそれぞれいろんな問題を抱えておるわけですが、一つは、共済の問題であります。やはり一匹当たりの共済価格が高いために非常に掛金が高くなるということ。それから二つ目は、養殖したとして相当期間経過しますと病害のリスクがかなり低下する傾向にある。こういうような持つております特有の問題を踏まえて、自然災害等の補償に対する、やはり台風常襲地帯でございまして、そういう意味ではこの自然災害に対するニーズが高いことという特徴がございます。

このために、今回の法改正で盛り込まれました養殖業者の任意の選択で病害を共済事故から除外する商品、こういうことで、オールリスク商品から、そしてまた病害による死亡を控除しますと大変掛金が軽減される、そういう意味では非常に加入しやすい状況をつくれるのではないかとこのように考えているところでございます。

○加治屋義人君 このことについては、私の方からも切にお願いを申し上げておきたいと思っております。

これまで、漁業経営の現状をお聞きした上で法改正の内容を聞いてまいりました。しかし、養殖業を安定的に経営していくためには、セーフティーネットとしての漁業共済だけではなくて、例えば養殖業の支出の多くを占めるえさ飼料の価格の高騰や生えさの逼迫といった問題も大変重要であります。

そこで、養殖業の経営は現在どういう状況にあるのか、そうした状況を踏まえて、漁業災害補償制度以外に今後どのように養殖業振興の方策を講じていくのか、これは水産庁にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 養殖業の現状でございますけれども、特に海面養殖業につきましては、養殖をしている魚全体の価格、平均価格でございますが、平成八年では一キログラム当たり平均で見まして千三百七十円というレベルでございましたが、平成十八年には八百三十円と、こういうレベルでございまして、非常に低下をしております。一方、経費を見ますと、特にえさにつきましては、配合飼料価格が平成十八年に二、三割上昇するというようなことで、経営をめぐる状況、厳しいものがあります。

こうした状況の中にあつては、養殖業を振興していくためには、まず需要に応じた生産をやつていく、また生産コストを削減をするというようなことによりまして経営の安定を図るということが重要でございまして、このために必要な生産性向上のための機器の導入、あるいは多様な流通ルートの開拓、確保といったことを支援をしております。また、えさの安定的な確保につきましても、漁業者と養殖業者との間の直接取引、あるいはえさとして利用されていない魚介類の活用促進などを推進するということとしております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

冒頭お聞きしましたとおり、我が国の水産業は、資源水準の低下、漁業者の減少、極めて厳しい状況で漁業を営むという、非常に苦勞が絶えず大変なものだと心を痛めておりますが、政府としても、こうした漁業経営の現状を踏まえながら、水産物の安定供給を確保していくために水産業の振興を図ることは極めて重要だと思っております。将来にわたつて持続可能な力強い水産業の確立に向けて、石破大臣の決意をお願いしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 御指摘のように、漁業生産量はピークが昭和五十九年でございました。それから、平成十九年の間に漁業生産量は半分になつております。資源水準が低迷している。漁業就業人数は十年間で三割減少しました。そして、六十五歳以上の方々の割合が、二七％であつたも

のが三七％になつておりまして、漁業者は減少し高齢化が進んでおるわけでございますし、漁船が老朽化しております。なかなか新船も高いのでありまして、生産構造自体が脆弱化していると思っております。燃油価格は五年前と比べて一・四倍、最近安定をしておりますが、五年前と比べて一・四倍となつておりまして、資材価格が上昇いたしております。

それだけに的確に対応するような施策を講じなければいけません。水産資源の適切な維持管理により漁場生産力の向上を図りたい。そして、新規就業者、今一次産業に就業したいという方々が、多いわけですが、農業も漁業も林業も、やりたいと言つてすぐできるようなものでもございませんので、その能力、技量を身に付けていただくために支援も行いますが、新規就業者の方々の確保育成、収益力の向上、経営安定を通じまして水産業の体質強化を図っていかなければなりません。

そして、消費者のニーズに即した新商品、これを開発する、これは農工商連携も関係しますが、新商品をつくる。そして、午前中に現代版魚行商のおばさんのお話をいたしました。多様な流通ルートを構築したい。そのようなことによりまして、産地の販売力の強化を図り、流通の効率化、高度化を図りたいと考えております。

このような施策を総合的に実施をし、生産者の手取りを増やしますとともに、持続可能な力強い水産業を確立し、そしてそのことにより、水産物の安定供給、そして漁業の持続的な発展、これを実現したいと考えております。

○加治屋義人君 ありがとうございます。

民主党さんの質問とほとんど重複をして、割愛をしなければいけないんですけれども、少し時間もございまして。

私が去る三月十七日の大臣所信への質疑で、積立ぶらすの加入要件の緩和による加入増加の見通しをお聞きいたしました。石破大臣から、三項目に及ぶ緩和措置と、都道府県協議会が主体となつ

て加入推進活動を通じて促進を図っていく、こういう答弁をいただいたわけであります。

そこで、水産庁に三点お伺いしたいと思います。一つは、二十年度の加入率が低かった理由の分析。この制度に対する漁業者からのヒアリングなどを実施されておれば、紹介も含めてお聞かせください。

二つ目に、二十一年度に入り、漁業共済も新たな加入契約を行う時期を迎えます。積立ぶらすの加入は漁業共済契約と同時に行われますので、今の時期の取組が大切だと思います。昨年の加入要件の見直しによる漁業者の評価と、現段階での加入の見直しはどうか。

三つ目に、積立ぶらすは、今回の加入要件の見直しにより、漁業者にその加入の道を開いたものと考えます。経営安定化対策であれば、できるだけ多くの漁業者が利用できる制度にすべきであります。昨年度のこの見直しの効果をしっかりと把握して、今後とも漁業者にとってできるだけ使いやすい制度とするよう努力をいただきたい。新たな年度での加入状況を精査しながら、更に加入を伸ばしていくためにどのように取り組んでいくべきか。現在、残りの一割を国が五〇％、漁業者が五〇％となっておりますが、この国の負担割合を増やして漁業者の負担を軽減してはどうか。

この積立ぶらすは、水産庁を始め漁業関係者の苦勞の末に実現した経営安定化対策であります。ようやく芽が出てきたところであり、制度の定着を図っていかねばならないことは申すまでもありません。漁業者の意見を十分お聴きいただいて、五年年度の予算措置を予定されておりますが、利用したい人が利用できる制度に見直していくことが必要だと私は思っておりますが、所見を伺いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 積立ぶらすにつきましては幾つか御質問がございました。

まず、二十年度の加入の状況でございます。これは以前石破大臣からもお答えをしておりますけれども、平成二十年度末時点での加入の状況、今

最新の状況でございますが、千七百二十六件というところでございまして、漁業者の積立金は約二一億円となっております。

この評価でございますが、この積立ぶらすと申しておりますが、これは予算措置をしているわけでございますが、その考え方は、五年間で約一万一千の経営体が入るということで措置をしております。一年当たりの加入を見ますと、約二千強の経営体が入るということで予算措置をしているわけでございますが、先ほど申しましたように、一年間での実績千七百二十六件ということでございます。想定していた見込みに比べると八割ぐらいの加入状況ということになります。

加入が少し十分でないということの理由につきましては、全国漁業共済組合連合会がアンケート調査などを実施したりしておりますけれども、その理由としては、事業の初年度ということもありまして、経営改善計画を作ったりということについて慣れていないということがあったのではないかと。それから、特に昨年の前半におきましては燃油価格の高騰ということがございまして、それへの対応に忙殺されてなかなか加入というところまで手が回らなかったということ。それから三番目には、やはりその燃油価格の高騰ということがありまして、所得に関する加入要件を満たせないような経営体があったというようなこともあったというふうな全国漁業共済組合連合会の調べではそういうことになっております。

二つ目の点でございます加入要件の見直しでございます。この加入要件の見直しにつきましては、今申し上げました所得に関する要件がなかなか満たしにくいというようなことがありましたので、幾つかの点について加入要件の見直しを行ったわけでございますが、特に所得に関する要件の見直しを昨年末に行いました結果、この見直しを活用して契約が成立をしているものが百件以上既

にありまして、今後も、こういった見直し措置を利

用して加入をしていく方が増加するものと考えております。漁協系統団体と一体になりまして加入促進運動を図っていきなさいというふうな考えております。

それから三番目でございますが、この漁業経営安定化対策が利用できるような仕組み、取組にする必要があるということでございますが、まさにこの漁業経営安定化対策につきましまして、担い手となる漁業者の方々が経営改善に取り組めるようにということで措置した仕組みでございます。まして、できるだけたくさんの方が参加をしていただきたいと考えております。このための加入要件の見直し等も実施したわけでございまして、更にこの事業が機能しますように業務推進上の問題点等も洗い出しをしながら加入促進を図っていきなさいというふうな考えております。

○加治屋義人君 積立ぶらすについては大変私どもも期待をしている制度でありますので、どうぞよろしくお願ひをしておきたいと思っております。

最後に、マグロはえ縄漁業の国際減船に伴って、我が国は八十七隻の減船を余儀なくされます。再編整備のために講じる措置として、一つに減船漁業者救済費交付金、二つ目に不要漁船処理費交付金で措置するとしております。

このことについて、十一道県の知事でつくるかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会、会長は鹿児島県の知事でございますが、二項目の強い要望がございまして、一つは、今回の国際漁業再編対策のうち、不要漁船処理費についても所要額の全額を国費で交付すること、二つ目に、マグロはえ縄漁業を維持存続するため、将来ビジョンを確立するとともに、魚価安定対策の各種施策を早期に実現すること、この二つの要望が私の手元にも、農林水産省にも届いているかと思っております。是非とも、この地方公共団体、特に減船する漁業者に十分な配慮をいただきたいと思っておりますが、これに

対して水産庁のコメントがあれば一言お願いしたいと思っております。

○政府参考人(山田修路君) 委員から今お話が

ありましたかつお・まぐろ漁業対策推進道県協議会の方からの御要請。これは本日、私どもの方に来られているというふうな承知をいたしております。

二点御要望がございまして、一つは不要漁船処理費でございます。これにつきましては、国の基本的な考え方は、不要漁船の処理費というのは特別交付金と相まって廃棄することに対する補償的な性格を有するというところで、国としては都道府県の拠出のいかんを問わず、とにかく国が定額を払っていくという仕組みでございます。

都道府県の方では、これについては、従来は地域経済への影響を緩和するという観点から財源負担等について協力をしていただいているわけでございます。もちろん、これは義務負担ではございませんので都道府県の方で考えていただく必要はあるわけでございますが、私どももいたしましては、都道府県が一定の負担を行った場合には特別交付税等の算定に入れるということが適当であると考えておりまして、総務省に対して要請を行ってきているところでございます。

それから、二つ目の御要望がございました。マグロはえ縄漁業がしっかりと存続できるように各種対策を講じてほしいという御要望がございまして、これにつきましては、今回はまさに国際的な規制に伴う減船でございますが、残った漁業者の方々がしっかりと漁業を継続できるように様々な対策を講じていきたいというふうな考えております。

○加治屋義人君 私もこのことについては十分理解した上で申し上げたところでございますので、この要請団体もしっかり御説明いただければいいのではないかと、そういうふうな思っております。三十分早くならしましたけれども、以上で私の質問を終わります。

○草川昭三君 公明の草川でございます。

今も加治屋先生の御質問にもあったんですが、関連して、海面養殖業の経営の実態が非常に厳しい、不安定な状況に置かれているという答弁もございました。私は、そういう非常に条件の悪い漁

業の方々に対する漁業共済が果たしている役割は非常に大きいものがあると思うんですが、改めてその理念というんですか、基本的な考え方を水産庁にお伺いをします。

○政府参考人(山田修路君) 海面養殖業、委員から今お話がありましたように、台風、津波などの自然災害の影響を受けやすいという非常にやほり不安定な状況にございます。また、特に近年では燃油価格が高騰をして、その後今は多少落ち着いている状況にありますが、そういった資材価格の高騰、特にえさの問題、えさの価格の高騰の影響を非常に受けております。

こうした状況の中で、やはり養殖業者の方々が安定的に経営を行っていくというためには、自然災害に遭ったりした場合でも損失が補てんでき、漁業生産を再開できるようにすることが非常に重要でございます。このために漁業災害補償制度がございまして、漁業経営のセーフティネットとして漁業再生産が阻害されることのないように、ちゃんと再生産、漁業の再開ができるようにということ、また更に進んで漁業経営の安定に資するというような意味で大変重要な仕組み、制度であると考えております。

○草川昭三君 今答弁がありましたこの法律でございですが、最初は昭和三十九年に制定をされておるわけでありまして、これまでの累次の改正が過去六度改正をされていると私思います。

今回の改正が七回目の改正になるわけでございますが、そもそもこれまでの改正は何を目的として行われてきたのか、またその結果、例えば漁業者の加入がどのように増えているのかあるいは減っているのか、あるいはこれまでの改正の必要性とその効果についてどのようにフォローアップをされているのか、これも水産庁にお伺いをします。

○政府参考人(山田修路君) 委員からお話がありましたように、昭和三十九年の制定以来、過去六度の改正が行われております。改正内容はそれぞれ様々なものがありますが、概して言いま

すと、この改正の目的、これは二つあるというふうに考えております。一つは、やはりその時代時代の漁業者の方々のニーズを踏まえて、利用しやすい制度、商品としていくということでございます。もう一つは、やはり加入の母集団を増やしていく。これは、共済制度、保険制度ではやはり加入集団、母集団を増やすことによって経営、その制度の安定が図られるということがございます。これまでの改正、総じて言えばこの二つの目的で改正をしてきたというふうに思っております。

具体的に実施をしたその中身についてはいろいろなものがありますけれども、特にてん補をする方式について様々なバリエーションを設けて選択をしやすくしていくとか、あるいは継続加入、四年間の継続加入方式というのを導入しまして、長い期間入っていたかどうかということによって掛金がまた安くなっていくというような仕組みを導入をしたところでございます。

こういった制度改正の効果、私どもは相当程度あったというふうに思っております。加入率、決して今の段階で満足しているわけではありませんが、従来に比べるとやはり徐々に徐々にながってきておりまして、特定養殖共済は八割、これはかなりのレベルでございまして、漁獲共済、養殖共済は五割、これはまだまだいまいちというところでありますが、これまでに比べれば大分改善をしておりますということでございます。こういった制度改正を通じて加入率の向上なりということを図ってまいりたいというふうに思っております。

この約定期限内でのてん補方式が利用されるのは、今言いましたように、被害の浅いものについて重点的に対応しますので、毎年の経営が比較的安定している、あるいは一生懸命やって被害が大きくなるのを防いでいるというような漁業者につきましまして、そういったものに対応していけばいいということでございます。そういったニーズにこたえて掛金も安くて済むというようなことでございます。

○草川昭三君 先ほどの答弁で、その時々々の漁業情勢を踏まえて、より漁業者に利用しやすい制度としてきたと、こういうことは理解をいたします。中でも養殖共済については、物損方式を取っている養殖共済と収穫高保険方式を取っている特定養殖共済の二つの種類があります。我が選挙区でございまして愛知県でも、盛んにノリの養殖業についてはこのうちの特養共済で行われているようでございますが、なぜノリ養殖業は特定養殖共済になっているのか、また、そこで取られている収

穫高保険方式がノリの養殖業者にどのようなメリットをもたらしていることになるのか、これまた具体的にお答えを願いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 委員から今お話がありましたように、漁業共済の仕組みでは、収穫高保険方式、いわゆるPQ方式と呼んでおりますものと物損保険方式という物の損害自体に対する補てんをするという二つの方式を共済の種類に応じて使い分けているわけでございます。

ノリの養殖業につきましては、当初は養殖共済の中で物損保険方式の方で実施がなされていたわけでございますけれども、ノリにつきましてはやはり品質の低下等でノリの価格が下がるというような事故が起きます。ノリ自体が壊滅的打撃を受けて物自体がなくなるといことももちろんあるんですけども、災害の影響で品質の低下、価格の低下、それが収穫金額の低下につながるという事故が非常に多いございまして、これに対して物損保険方式では十分な対応ができないということとがございました。漁業者の御要望も非常に強いということで、何とか収穫高保険方式に移行できないかということでいろいろ検討を重ねた結果、昭和四十九年の制度改正で収穫高保険方式ということへ移行できたところでございます。

今委員からお話がありましたように、ノリの収穫にとりましては品質の低下ということによる影響が非常に大きいわけでございます。この収穫高保険方式はノリの養殖業者にとって大変大きなメリットになっているんじゃないかというふうに思っております。

○草川昭三君 現在、漁業をめぐる環境は、いろいろな委員からも御指摘があるように、非常に経営が厳しい状況になっております。そういう中にある、漁業共済事業も、漁業者が必要とする補償の水準と漁業者が支払う掛金のバランスが非常に重要になってくるわけでありまして、この点については何といたしても漁業者の理解が必要であります。そうしないと加入も停滞をするということになるわけですが、今回の法改正もこの点を考え

られていくようにございまして、こういった改正以外に、いわゆるてん補方式と言われる方式もあるやに聞いているわけでございますが、この点について、最も利用されているものはどのような方式なのか、あるいは業界というんですか、業種なのか、漁業者の掛金水準がまたどの程度になっているのか、これもお答えを願いたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 漁業共済でのてん補の方式、非常にバリエーションが多ございまして。その中で最も利用されておりますのは約定期限内でのてん補方式という方式でございます。

普通の共済の、あるいは保険のてん補方式というのは、漁業共済の場合には全事故比例てん補方式と呼んでおりまして、この方式は、過去の一定年限の漁獲金額を基準として、それよりも契約年の漁獲金額が下回っている、そこに達しない場合に、その差額のすべてを支払う、共済金を支払うという方式でございます。この方式は、したがってまして掛金もそれだけ高くなるということでございます。

これに對しまして、最も利用されております方式、この約定期限内でのてん補方式というのは、共済契約で約定します金額、例えば共済限度額の二〇%までの非常に浅い部分、被害の少ない部分に限って共済金額を支払うというようなものでございます。こうしますと掛金が非常に安くなるというところでございます。

この約定期限内でのてん補方式が利用されるのは、今言いましたように、被害の浅いものについて重点的に対応しますので、毎年の経営が比較的安定している、あるいは一生懸命やって被害が大きくなるのを防いでいるというような漁業者につきましまして、そういったものに対応していけばいいということでございます。そういったニーズにこたえて掛金も安くて済むというようなことでございます。

この掛金、どういうふうに安くなるかというふうなことを試算してみますと、十トン未満の漁船

を使用した漁業で共済金額が一千万の場合に、通常のてん補方式、先ほど言いました全事故比例てん補方式でいいますと、漁業者負担の共済掛金は三十万円余りとなりますけれども、二〇％を限度として補てんをする約定限度内てん補方式でいいますと約二十一万円ということになりました、九万円ぐらい負担が安くなるというようなことになっております。

○草川昭三君 大変具体的なお答えがあったわけですが、やはり漁業者の方々に分かりやすくそういう内容を説明をしていただいて、どちらが有利なのか、十分利用していただきたいと思っております。

最後になりますが、現在の養殖業の経営は、えさ代の高騰や魚の値段が非常に安くなっている、非常に苦しい状況にあります。これら養殖業に対し、できるだけ掛金を安くした商品を提供することは今日の最も重要なことだと思います。特に、今回の改正では、共済事故のうちにあります魚病、魚の病気については、これを除外して掛金の安いものをつくらうとしているのではないかと考えられますが、そもそも養殖共済においてどのような共済事故があるのか、また、これら共済事故のうち病害によるものの占める割合がどの程度なのか、これをお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(山田修路君) 養殖共済における共済事故、主なものは、今委員からお話がありました魚病による死亡、それから二番目には、台風や低気圧などによりまして生けすなどの施設が壊れましてそれで魚が逃げたしまうような場合、あるいは大雨になりますと塩分濃度の低下によりまして死亡するような場合という自然災害による場合、それから三番目に、赤潮の被害というのがございます。

このような中で、特にやはり魚病によるものの割合が多くなります。年により変動はありますがけれども、支払共済金額で見ますと、十年ぐらいの平均で見て五三％、半分以上は魚病によるもの

ということでございます。

○草川昭三君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。まず、法案に入る前に、先日、委員長提案で当委員会に提出をされて、そして採決、成立をいたしました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法案、JAS法の一部改正について質問をしておきたいと思っております。

それで、法改正に至った背景に、この間食品の偽装表示が多発していたこと、その原因の一つに、これまでのJAS法の制度の下でいいますと、偽装表示をしても、まず農林水産省による表示是正の指示が出されて、それに従っておけば何ら罰則を受けずに済むと。ですから、偽装表示のやり得という問題があったわけですが、是正の指示が出されてもそれに従わずに、次に是正命令を受けて、それでも従わない場合に初めて罰則を受けるという、事実上は罰則規定が使えないものになっていたわけですが、そのために、これまでの偽装表示事件というのは、不正競争防止法違反ですとかあるいは詐欺罪での起訴というふうになっていました。

そのことはこれまでも課題になっていたわけですが、今度の改正によって、原産地表示について直罰方式を導入するという点とともに、その場合の罰則を二年以下の懲罰又は二百万円以下の罰金ということで、厳しくしたことで偽装表示に対する抑止効果が期待されるという点ではこの改正は良かったというふうにも思うわけですが、しかし、表示についていいますと、原産地表示だけではなくわけですね。例えば遺伝子組換え食品ですとか、有機JASもありますし、期限表示という問題もあります。そういう中で対象を原産地表示に絞ったというのは、これだけでは私は不十分だというふうにも思うわけですが、今後、今度の原産地表示以外のものについてどのようにされるのか、大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 先般、議員立法によりま

してこのような法律が可決、成立をいたしました。議員立法でございますが、その趣旨等々、提案者から御説明がありましたし、今委員が御指摘のとおりでございます。

産地偽装というのが極めて悪質であるということにかんがみまして直罰規定が導入されたわけでございます。食品偽装に對します抑止力はこれによって高まると考えておるわけでございます。したがって、今回全会一致で御可決をなさったものでございまして、私もいたしまして、全会一致で院の御意思としてこれが決まりました以上、まずこれが適切に運用されるかどうかということを見極めていくというのが行政府に与えられた課題ではないかと、このように考えておるわけでございます。

産地偽装は、国産品と輸入品との価格差等々を背景として、期限表示の改ざんなどと比べまして発生件数が非常に多いということ、七五％とも聞いておりますが、非常に多いと、また社会的影響も多いということがあるわけでございます。

当省といたしましては、産地偽装に限ることなく食品表示の適正化を図っていくかねばなりません。そして、不適正な表示を迅速に是正するということが基本であると考えております。引き続き、委員が御指摘のようないろんなことがございまして、食品表示Gメンによりきちんとした監視を行う、厳正な指示、そしてまた公表を行うということによりまして、消費者の方々の信頼確保、そしてまた抑止力の確保というものを図ってまいりたいというふうにも考えておるわけでございます。

また、警察庁との連携協定に基づきまして、捜査機関に早期に情報提供を行うということで、表示関係法令、委員が御指摘になりましたとおりでございますが、表示関係法令の罰則の適用ということがきちんと行われなければならないと思っております。

○紙智子君 全会一致で通っている中で、その実施ということで、それはそうなんですけれども、ただ、それでもすべて網羅されるということ

ではなくて、今後の問題としてまだこういう問題もあるということを指摘をさせていただいて、改善をしていかなきゃいけないと思っております。

それで、今おっしゃられておりますように、やり得ということが今まではあつて、例えば不二家の洋菓子ですとか、ミートホープの偽装事件ですとか、石屋製菓の白い恋人の賞味期限の改ざんですとか、それから三重県の赤福の賞味期限の偽装とか、船場吉兆の賞味期限の偽装とか、ずっと繰り返されてきたわけで、やっぱり繰り返させないということが大事なわけですから、警察庁との連携ということなんか話がありまして、そういう意味では少しは厳しくなったんだという話もあるんですけども、しかしながら、やっぱりきちっと直罰に、本当は全体を掛けてやっていくということが安全、安心をしつかりと確保する上では必要じゃないかということをお願いしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

漁業共済制度についてですけれども、今回の法改正はリスクの低い事故に関して共済対象から外すということで、掛金負担を軽減をして漁業者が共済に加入しやすくと。これは、実際、現場を歩きますと高過ぎてなかなか入りづらいという話が出ていたわけで、それはそれとして必要なことではあるというふうにも思っています。

この間の漁業法の改正は、言ってみればそういうやり方というのか、同様の手法で掛金の負担の軽減を図ってきたというふうにも思うんですね。やっぱり、掛金の負担が重いということではなかなか加入できないということは明らかだったわけですね。それで、この間、異常災害が毎年のように漁業に對しての影響を与えているということと、それから漁業経営が依然として厳しい状況にあると。そういうことを考えますと、リスクの低い事項を除外して掛金を下げるといって、まあ言い方というのか、小手先と言った方がいいか、こういう範囲の手法で共済加入を促進するということでは限界があるんじゃないのかというふうにも思うわけですけど、この点、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 小手先と言われますと、やや、そうではないのではないですかと、こう言いたくなるんですが。要するに、保険の設計として考えた場合に、そういうようなものを除外をしていくということによって掛金を安くする、そういうようなことをきちんと行っていく、入りやすいようにしていかなければならぬと思っているところでございます。

加入促進の観点から掛金負担を軽減するということは極めて重要で、国としては、法律に基づきまして、共済掛金につきまして平均四六%、これを補助をいたしておるわけでございますし、平成十八年度からは更に、平均でございますが、掛金の七%について上乗せ助成を図っておるわけでございます。

これだけで十分だとは当然思っておりませんが、漁業者の皆様のニーズに即した特約商品を提供しなければならぬ。事故の少ない方へは掛金の割引制度を活用していただくべく、これも徹底をしていかなければならぬ。そして、今回の法改正で養殖共済あるいは漁業施設共済に係る掛金の安い商品を提供いたします。

ですから、そのようなことで、委員のおっしゃいますように、掛金負担をどう軽減をするか、促進を図るかということをお考えしておるわけでございまして、午前の答弁でも申し上げましたが、これですべてだということをお申し上げるつもりはございません。更に加入促進を図るための手だてというものを、保険の設計等も併せて考えてまいりたいと思っております。

○紙智子君 漁業共済は、中小漁業者が相互の救済を図る保険であるということと同時に、やはり水産基本法に基づいて国の漁業災害対策の重要な柱としての性格も持っているというふうにいるんです。

それで、農業共済の掛金に対する国庫負担というのが五〇%から五五%というふうになっているのに対して、漁業共済の場合は加入区域内の全員が加入しなければならないという義務加入の方式

を取らないと、結局、国庫補助率、これが一〇%から三二・五%ということ、非常に低いわけですよ。ですから、現状を見ても義務加入が九割以上を占めていて、実際上この義務加入方式でなければ加入は不可能に等しいというふうにいるんです。

それで、全員の加入が困難な地域でもセーフティネットが機能するようにするためには、義務加入以外の国庫補助率をせめて農業共済並みに引き上げていくことが必要なんじゃないのかというふうにいるわけですけど、これについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(山田修路君) ただいま義務加入についてのお話がありました。

義務加入制度というんでしょうか、地域の方々が皆さんで入っていたという仕組みにつきましては、先ほどもちよつと御答弁いたしましたけれども、その地域全体でできるだけたくさんの方が入っていたと、母集団を確保していくということとでそういった方式がいいのではないかと、あるいは普及をしていく上で有効ではないかということ、今の義務加入制度を取っているわけでございます。

委員がおっしゃいましたように、その一方で、やはりだれかが反対をするとなかなかまた合意ができないということ、使いにくいのではないかという意見があるのも確かでございます。これに関しましては、やはり私どもも、制度を検討する際の検討課題の一つとしてそういった意見もあるということ。一方、母集団を増やしていく、あるいはみんなどこにでも対応をしていくということ、これも有効なものではないかという意見も一方であります。今回はこの制度についてはそのままするということにしたわけでございます。

私どもとしては、加入を増やすということが非常に重要であると考えておりますので、今の義務加入制度も利用しながら加入促進を図っていきたいというふうにお考えしております。

○紙智子君 やっぱ、現場にとって一番どうい

う形がいいかということで、引き続き追求していただきたいというふうに思っています。

それから、次なんですけど、ちよつとお配りした資料を見ていただきたいんです。これは、北海道の噴火湾、室蘭とかあいうところを挟んだ噴火湾で行われているホタテの養殖なんですけれども、去年の秋から、ザラボヤというホヤの一種

なんですけど、大量に付着すると。それで漁獲に大きな影響が出ています。ホタテに害を及ぼすわけではないんですけども、ホタテそのものは別に影響を与えないんですけども、結局、水を大量に含んでいるザラボヤが、見たとおり写真のとおり、もうびっしり付着して、ホタテが見えないほど付着すると。物すごく重くなってしまうわけですね。それで、一緒に引き揚げる際にその重量でホタテが海中にぱつと落ちてしまうということになったり、ホタテと同量以上のザラボヤと一緒に引き揚げられるということで作業量が物すごい増えちゃっているわけですよ。それで、場所によってはホタテの成長不良というのもちよつとつながっているというのも言われているんです。

それで、耳づりというように言われているんですけど、ロープ垂らして、それにホタテが付いて、水中に浮かせたまましばらく成長を見るということになつていくんですけど、要するにそこにびっしり付くわけですから重くなっちゃうわけですよ。それで、浮かせておくために浮き玉を付けておくわけなんですけど、浮き玉にも、これ見たとおり、びっしり付くものから、これが重くなつて沈んでいくというふうなことになるわけなんです。

それで、四月初めに現地の話を知ると、ホタテをトーン揚げると、これの付いた廃棄物の処理だけでも四千五百円掛かるというんです。それで、入念に洗浄してやっていると、作業効率が三分の一に落ちているというように言われていて、普通だった耳づりのロープというのは七、八本で浮

き玉を一つなんですけど、全然それじゃ足りなくて、一本に一個付けなきゃいけないぐらいなっているわけですね。それから、作業でトラックに積んで、機械を使ってやるんですけども、いろいろ付いているものですから故障も出てくると。想定外の出費が強いられるという状況なわけなんです。

それで、ちよつとその写真のところで見てほしいのが、これがロープにつながつて、中に貝が入っているわけなんですけど、それとこの浮き玉に付いているのと、その下の写真が、これはちよつと向こう側に金網というか網が見えていて、思うんですけど、これがぐるぐる回ると、それに水圧で水をざあつと掛けてぐるぐる回すということで、そんなに頑固にくっついていて、うんじやなくて、そうやると取れるらしいんですけど、そういう形でこれ取つて、ごみが物すごい大量に出てきているという図なんです。

それで、こういう事態の中で苦労してやっていると、こういうことなんですけれども、漁獲はあるんだけれども作業効率が大幅に落ちると。経費の負担が増えて手取りの収入が減るというこういう場合というのは、結局、漁業共済でも経営安定対策でも救済されないわけです。浮き球などの個人所有の漁具に対してはこれは支援がないわけで、なぜこうなっているのかというのは今水産試験場もいろいろ研究して調べているわけなんですけれども、異常気象の影響があるのかどうなのかということ、今検討しているわけなんですけれども、いろんな形でこういう不測の事態に、コスト増によって漁家の手取りが減少になるということに対しての対策を考へるべきじゃないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ザラボヤ、これ食べられないのかと聞きましたら、食べられまじいと言われました。噴火湾に元々生息しておるわけでございます。日本全国の沿岸に広く分布するホヤの仲間であるというふう聞いております。

平成二十年の秋以降、大量に付着するようにな

○紙智子君　よく実態を調べてという話で、今、

今後とも、よく実態を把握するように努力をい

への対応に追われてしまった、あるいは初年度でございましたので改善計画の作成などに習熟していただいていたということ、そしてまた燃油が高騰いたしましたし加入要件を満たせない、そのような経営体が生じたということが低位にとど

案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議（案）

漁業災害補償制度は、これまで漁業経営の安定を図る上で重要な役割を果たしてきた。こうした中、漁獲量の減少と魚価の低迷の結果、漁

業生産額は構造的に減少傾向を示す一方で、共済制度の事業収支が悪化し、平成十九年度には三百二十七億円の累積赤字となっているなど、制度運営の健全性や安定性が懸念される状況にある。

よって、政府は、漁業経営の安定のため本制度が本来果たすべき役割が十全に発揮し得るよう、本法の施行に当たっては、財政基盤の強化と漁業者にとって魅力ある共済制度の実現に向け、引き続き共済制度の在り方を検討し、所要の措置を講ずるとともに、漁業共済及び漁業経営安定対策事業への加入促進並びに漁業共済組合の広域合併に対する適切な指導に努めるべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(平野達男君) ただいま高橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(平野達男君) 全会一致と認めます。よって、高橋君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、石破農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。石破農林水産大臣。

○国務大臣(石破茂君) ただいま法案を御可決いただき、ありがとうございました。

附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、今後、最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(平野達男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(平野達男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時十一分散会

平成二十一年五月八日印刷

平成二十一年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P